

平成22年6月18日

1. 出席議員

議長	牟田勝浩	副議長	小池一哉
1番	朝長勇	2番	山口等
3番	上田雄一	4番	山口裕子
5番	山口良広	6番	松尾陽輔
7番	宮本栄八	8番	石丸定
9番	石橋敏伸	10番	古川盛義
11番	上野淑子	12番	吉川里巳
13番	山崎鉄好	14番	末藤正幸
16番	小柳義和	17番	吉原武藤
19番	山口昌宏	20番	川原千秋
21番	杉原豊喜	22番	松尾初秋
23番	黒岩幸生	24番	谷口攝久
25番	平野邦夫	26番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	筒井孝一
次長	松本重男
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
政	策	部	山	田	義	利
営	業	部	淵	野	尚	明
営	業	部	伊	藤	元	康
営	業	部	林		和	幸
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	森		信	公
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	英
会	計	管	國	井	雅	裕
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 6 号

6月18日（金）10時開議

日程第1	第47号議案	武雄市職員の育児休業等に関する条例及び武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第2	第48号議案	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第3	第49号議案	武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第4	第50号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第5	第51号議案	武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第6	第52号議案	財産の処分について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第7	第53号議案	平成22年度武雄市一般会計補正予算（第2回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第8	第54号議案	平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第9	第55号議案	平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第10	第57号議案	専決処分の承認について（平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第11	第58号議案	平成22年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

開 議 10時1分

○議長（牟田勝浩君）

おはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第59号議案及び第60号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

これより議案審議を開始いたします。

日程第1 第47号議案

日程第1. 第47号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例及び武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

皆さんおはようございます。第47号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例及び武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

これにつきましては、少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が昨年7月に改正され、本年6月末から施行されておりますが、これに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されております関係から、関連する2本の条例を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、これまで夫婦どちらか一方にしか認められていなかった育児休業が夫婦ともに取得できるようになったこと、2点目に、妻の産後休暇中における夫の育児参加を促進するために、通称産後パパ育児期間が創設されたこと、3点目に、3歳に満たない子を持つ職員が育児をする場合に、超過勤務に制限が設けられたことなどでございます。

なお、この条例の施行日は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行日に合わせ、平成22年6月30日といたしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第47号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 第48号議案

日程第2. 第48号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第48号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。

市長の提案事項説明にもございましたとおり、市民の皆様の結婚支援のため、お結び課を

新設いたします。このお結び課の課長につきましては、仲人などの人生経験豊富な方を非常勤の特別職としてお願いすることにいたしておりますので、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき提案するものでございます。

報酬の額につきましては、月額の基本額を8万2,200円、加算額、結婚1組につき3万円とお願いいたしております。

また、本年3月をもって武雄市地域審議会が廃止されております関係から、今回、地域審議会委員の項の削除をあわせてお願いいたしているところでございます。

なお、この条例の施行日は、お結び課長の報酬関係を平成22年9月1日とし、地域審議会委員の項の削除については公布の日からといたしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第48号議案に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

課長の基本給が8万2,200円ということで、それはそれでいいと思うんですけども、1件につき3万円ということになっております。現実問題考えて、1件成立させると、ひょっとすれば、お世話になったということで結婚式とかよく呼ばれることになるわけですよね。そしたら、3万円程度は包まんといかんようになると。包まんていいじゃないかと言われるけれども、実際そういうふうになっていくんじゃないかなというようなこともあると思うんですよね。だから、その辺についてのお考えとか、一応課長だから管理職なわけですよね。だから、管理職手当的な部分というのは考えに入っていないのかですね。その辺についてお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

宮本議員、常識的な御質問、本当にありがとうございます。思うところはやっぱり一緒なんです。実際、これ多分成約させるとなると、結婚式に呼ばれたりとか、さまざまなことに呼ばれたりするというので、実はこの予算を御審議していただくに当たって、少し心苦しくは思っています。ただ、不要不急の訴訟費用等もありますので、これが私たちとしては限界かなと思う部分もございますので、宮本栄八議員がおっしゃったように、やっぱりこれは課を運用しながら、やっぱりこれは足りんろうもんという形になったときに、次年度以降にそういった御意見を踏まえながら、その給与体制、手当体制というのをまた見直してまいりたいと、このように考えております。御指摘ありがとうございます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第3 第49号議案

日程第3. 第49号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第49号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の5ページでございます。

武雄市職員の退職手当に関する条例第10条第7項及び第8項において、雇用保険法で特例一時金の支給対象者とされる短期雇用特例被保険者の規定を引用しておりますが、平成22年4月1日の同法の一部改正に伴い、当該被保険者の資格要件が見直されましたので、これに合わせて条文を整理したものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日からといたしております。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第49号議案に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今説明がありましたけれども、この条例案の概要のとき、雇用保険法における特例の一時金、わかりやすく説明していただきたいんですね。

それから、短期雇用特例被保険者という場合に、例えば、市役所で考えたときに、どういう人たちがこの対象になっていくのか、資格要件の改正といいますから、改正というのはよくなるということでしょう。そこら辺の対象がどういうふうによくなっていくのかですね。条例案の概要の説明ではなかなかわかりにくいところがありますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

雇用保険法による特例一時金の支給対象者の項目が、内容が変わったということでございまして、特例一時交付金につきましては、従来は季節的に雇用される者、または短期の雇用者が対象でございましたが、今回、季節的に雇用される者のうち5カ月を超えて雇用される者、また、かつ1週間の労働時間が30時間以上の者が対象となっております。

これは市の職員との関係でございますが、退職金を支払う予定で雇用する職員については、雇用保険の適用がございませんで、今回、市の場合はほとんど対象とならないと、市の職員、あるいは臨時等については対象になりません。今回の条例についてですね。そういうことで、影響としては、現在の市の職員への影響というのはございません。短期の場合は雇用保険に加入しているということでございますので、そういうことになります。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 第50号議案

日程第4. 第50号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第50号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の6ページでございます。

国の平成22年度税制改正を受けて、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、4月1日に施行されました。その中で4月1日から適用するものについては4月の臨時議会で専決処分の御承認をいただき、また、6月1日から適用するものにつきましては5月の臨時議会で議決をいただいております。

今回は同法律の公布に係るもので、平成22年10月1日以降の施行分について条例改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。主な改正について、議案参考資料、新旧対照条文で説明させていただきます。

新旧対照条文12ページから15ページでございます。

第36条の3の2、第36条の3の3につきましては、扶養控除の見直しに伴う改正でございます。今回の税制改正では、所得控除から手当への観点から、子ども手当と高校授業料無償化の創設と相まって扶養控除が見直されました。扶養控除につきましては、地方税法の改正により、市税条例の改正は必要ではございませんが、個人住民税独自の仕組みとして、非課税限度額制度が設けられており、その算定に扶養者数が必要となることから、所得税では必要としなくなった年少扶養親族も含めた扶養親族の把握方法を市税条例に新たに規定したものでございます。

次に、18ページをごらんください。

第95条につきましては、たばこ税の税率を引き上げる改正でございます。

次に、附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例に関する改正で、3級品のたばこ税率を引き上げる改正でございます。

続いて、19ページ、附則第19条の3でございます。これは非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例に関するもので、少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設に伴い、新たに規定したものでございます。

次に、附則でございますが、議案書の9ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。第2条では市民税に関する経過措置、第3条では市たばこ税に関する経過措置を設けております。

以上で第50号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第50号議案に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局今回の子ども手当、月額1万3,000円ですね。この財源として扶養控除の見直しということが各種報道されているわけでありますけれども、そうしたときに、武雄の場合で見たときに、扶養控除の見直しと子ども手当、扶養控除の見直しによってどれだけ税収増になるのかな、扶養控除見直しですからね。

もう1つは、15歳未満の扶養見直し、この事業所に報告させる、この義務化していく。これは事業所に対してどういう義務を求めていくんですか。

この2点、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

税制改正に伴う影響額について簡単に御説明申し上げます。

16歳未満の扶養控除者が5,674名、16歳から19歳未満の特定扶養控除者が1,210名、合わせて6,886名に対して影響が出るということでございます。総額1億2,107万1,600円の増と見込んでおります。（「事業所の影響」と呼ぶ者あり）

2点目の質問につきましては、今ちょっと資料を取り寄せておりますので、ちょっとお待ちください。

○議長（牟田勝浩君）

後ほどこれは資料を配付するということでよろしいですか。通告が出ていなかったのも、その資料を用意していないということだったんですけれども。

〔25番「議案質疑に答えられるような資料をとっとかんとだめでしょう」〕

〔市長「請求してくださいよ」〕（「請求資料来ました」と呼ぶ者あり）

来ましたか。（「まだ委員会もあるっちゃけん、委員会で聞けばよかやっか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○角政策部長（続）

失礼しました。今も国も内容について見直し中でございますので、確定していないということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、部長の答弁が早口ですので、全部控え切りませんでしたけれども、1億2,000万円の増になるわけですよ。子ども手当1万3,000円、この対象者何名ですか。そして、先ほど言いました扶養控除がなくなるのが6,886名。そしたら、武雄市に増税として1億2,000万円のお金が入ってきますよね。子ども手当の対象は何名なのか、そこら辺答弁していただけますか。

○議長（牟田勝浩君）

馬渡こども部長

○馬渡こども部長〔登壇〕

約6,900名です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

子ども手当の対象者が6,900名、扶養控除から外される、これは所得によって違うんでしょうけれども、これが6,886人。ちなみに子ども手当の総額わかりますか。1カ月1万3,000円の6,900人ですよ。片一方、扶養控除が廃止になることによって1億2,100万円ですか、増収になるという計算ですね。

もう1つは、先ほど国が準備していると言いますけれども、15歳未満の扶養見直しによって、これを事業所に報告させると、この事業所に対してこれ義務づけさせるんですかね。勉強会のときには、事業所に報告させる、これ義務づける、これはどうやって担保をとるんですかね。やっぱり事業所が報告する、もう1つは、給与所得者、公的年金受給者に対する扶養親族に関する情報を記載した申告書の提出、これは義務づけされますよね。そして、対象から外していくと。これが担保になって、1億2,100万円の市にとってみれば税収増になっていくわけでしょう。ここら辺の関係を答弁していただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

事業所につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

馬渡こども部長

○馬渡こども部長〔登壇〕

子ども手当の支給でございますが、4月、5月の2カ月分を6月に払いますが、このときの子ども手当が1億7,000万円程度になります。

〔25番「議長」〕

○議長（牟田勝浩君）

4回目になります。

〔25番「それならね、ちゃんと答弁してくださいよ。私が言ったのは、議事進行でいいですか」〕

議事進行ですか。どうぞ。25番平野議員、議事進行で。質問ではないですよ。議事進行で。後でまた言いますので。内容じゃないですよ。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）

いいですか。私が質問したのはね……

○議長（牟田勝浩君）

質問の内容はいいです。議長に対する議事進行をちょっと言ってください。質問を出した内容で資料が出てこないとか、簡潔にお願いします。意見の主張じゃなくて。

○25番（平野邦夫君）（続）

部長がちゃんと認識していれば、質問を繰り返しませんよ。

○議長（牟田勝浩君）

議事進行で質問の繰り返しはだめです。

○25番（平野邦夫君）（続）

だから、議長が答弁求めてくださいよ。公的年金受給者の申告義務はどう担保するかという質問したんですよ。事業所については報告しました。公的年金受給者、給与所得者に対する報告の義務づけの担保どうするんですかと、それ答弁求めてくださいよ。

○議長（牟田勝浩君）

それはすぐできますか。どうぞ。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第50号議案、この議案の7ページの中段ですね。「当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。」というふうに議案書に書いておりますので、御参照ください。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 第51号議案

日程第5. 第51号議案 武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

第51号議案 武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の12ページでございます。

武雄北部土地区画整理事業によりまして、現在ある武雄温泉駅北口自転車駐車場を廃止し、武雄温泉駅東側の高架下に自転車駐車場を新設するものであります。

なお、自転車駐車場の概要でございますけれども、駐輪台数をバイク10台、自転車181台を予定しております。

施行日を平成22年7月1日とするよう定めております。

自転車駐車場の廃止及び新設の位置図につきましては、議案資料の1ページをごらんください。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第51号議案に対する質疑を開始します。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

今度、区画整理絡みで高架下というですかね、前の位置では、この大きな通路の横という資料をもらってございましたけれども、この図面で見れば、大分西のほうに来ているなというのがちょっと違うなと思っております。

それで、駐輪場ができて、私は1つふえるかなと思っておったんですけども、北口の駐車場が廃止になると。南口の駐車場は残るわけでしょう。すると、北口から来られる人はちょっと条件的に悪くなるんじゃないのかなと。北口の駐車場は交通広場を改修した後に、またそこに駐輪場ができるのかもわかりませんが、今この条例から見れば北口がこの新しい駐車場に変わるというふうなことです。北口もまた整備されるのかどうかについてお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

北口、現在の駐車場ですけれども、今後、交通広場として活用するように考えておりますので、駐輪場としては廃止になります。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

日程第6 第52号議案

日程第6. 第52号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第52号議案 財産の処分について補足説明を申し上げます。

議案書の13ページでございます。

これにつきましては、武雄温泉ハイツの土地、建物を有限会社ゆららに売却するものでございます。

武雄温泉ハイツにつきましては、当時の雇用促進事業団により建設され、昭和53年から財団法人佐賀勤労者福祉事業団により営業は開始されております。その後、雇用促進事業団の組織変更により、業務を引き継がれた雇用・能力開発機構から平成15年度に建物を武雄市が購入し、そのときの契約では、公用または公共の目的で施設を使用すること、また、建物等の所有権移転後5年間は転売ができないこととなっております。

そこで、市としては、平成17年度において土地、建物の賃貸借により営業を希望する業者を公募し、選考の結果、平成18年2月から現在の有限会社ゆららに営業をお願いいたしているところでございます。

有限会社ゆららとの賃貸借契約の期間は、当初契約では平成18年2月1日から19年3月31日までとし、最大3回更新の平成22年3月までとし、現在、再度1年間延長し、平成23年3月31日までとなっております。

こうした中、本年4月に有限会社ゆららから武雄温泉ハイツの譲渡願いがありましたので、同社に土地、建物を売却するために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

処分の内容でございますが、1の処分する財産では、土地につきましては3万3,514.64平方メートル、建物につきましては6棟、6,965.49平方メートルとなっております。

2の処分の価格は、不動産鑑定により、土地、建物合わせて1億4,175万円であります。

3の処分の相手方は、武雄市武雄町の有限会社ゆららでございます。

なお、契約の方法については随意契約により行うこととしております。その理由につきましては、1つに、平成17年の公募により、現経営者である有限会社ゆららが運営事業者として選定されていること。2つ目に、きょうまで経営が確実に行われており、市税等の納付義務を履行されていること、また、地元雇用への取り組みが積極的になされていること。以上のことから、有限会社ゆららによる経営の継続が市が整備した保養村の公共的目的にかなうことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約の性質、または目的が競争入札に適さないと判断し、随意契約によることといたしております。

以上で52号議案 財産の処分について補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第52号議案に対する質疑を開始します。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

今度ゆららさんに売却するということですが、まず、佐賀県福祉事業団だったですかね、正式には間違っているかもしれませんが、そこから約1,000万円程度でまず武雄市がもらい受けたと思うわけなんですよ。そのときの鑑定というのですかね、基準というのは何だったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

当時オープンした際に、武雄市との契約では、終わりの際には建物を解体して武雄市に譲渡するという、武雄市が設けた土地の賃貸借契約にそういう1項目がございました。そういうのも含めまして今言われた金額になるわけなんですけど、土地の鑑定につきましては、雇用・能力開発機構のほうで鑑定されておりますので、その結果、写しはあると思いますが、ちゃんと鑑定されたというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

この賃貸借契約の中で、固定資産税収相当額だとかいろんな角度から論議されていたと思うんですけど、その中で月200万円以内と、契約書の中にその数字がうたってあったんじゃないかと思うんですけども、いわば土地、建物を1億4,175万円で売却すると、契約もそのまま解約するわけでしょう。そうすると、固定資産税として1年間、平均してどの程度入ってきたのかですね。いわば売却するのと、いわば固定資産税として入ってくる、それは当然、比較検討されてのことですけれども、年の固定資産税の税収額というのはどの程度入ってきたんですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

基本的に収入が多くなるから売却するんだとか、少なくなるから売却しないということではございませんので、この契約に基づいて賃貸しておりましたが、相手のほうから譲渡してほしいという要望があったので、今回こういう議案を提出したものでございます。

申し上げますと、今までは賃貸は年間2,520万円の賃貸でございます。今後、譲渡した後は固定資産税として約1,100万円の収入があるというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

1億4,175万円ということでお売りになるということでありましてけれども、この場合に——売る場合に、例えば私は温泉ハイツによく行くんですけども、修繕箇所等々もあらゆる面で見れるんですよ、今。それを売却するときには、それは1億4,175万円の中に含まれているものか、その修繕費をするのか、それとも、もう修繕はしない、今の現状のままでするのか、その辺のところはいかがなもんですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

先ほどの平野議員の御質問に一部漏れがございました。

今まで固定資産税はゆらから入ってきたかという御質問があったかと思いますが、所有は武雄市でございましたので、先ほど申しましたように、賃貸料の2,520万円のみで固定資産税は入っておりません。

それと、山口議員の御質問でございますが、今まで賃貸借期間中は100万円以下の手直しはどうぞ向こうでお願いしますと、100万円以上の修理については市のほうで担当するということが契約のほうになっておりました。今回の評価、土地、建物の評価につきましては、現状を評価すると、現状で評価するということが、修理部分、目に見える部分とか、あるいは見えない部分についても現状渡しという評価でございますので、将来、何か修理等が発生しても、買われた方の責任で対応していただくというふうになります。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

まことに申しわけありません。もう1点だけ。

この譲渡については、行政としては企業誘致の観点から考えているのか、それとも、ただ

譲渡しますよと考えておられるのか。その辺によって、先ほどの固定資産税の部分が変わってくると思いますけれども、いかがなもんですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

保養村の中で同じような例もございますので、内容を十分検討して、今後そういう取り扱いをするのかどうか検討いたしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど言いましたのは、これまでは固定資産税が入ってこないことわかりました。建物、土地の所有者は市ですからね。だけど、契約の中には月200万円以内という固定資産税相当額、武雄市が購入したときに固定資産税相当額というのがありましたので、さっき角部長が答弁した、2,520万円の年間収入があっているということを知りましたので、それはそれでいいですけれども。

また、19番議員の質問の中で、結局、企業設置条例の優遇措置、条例の対象になるのかという質問だろうと思うんですね。それは今後検討するというわけですか。いわば企業誘致の場合に固定資産税3年間減免とか、いろいろ優遇措置ありますよね。だから、企業設置条例の対象になるのかどうかと、いわゆる所有がもうゆららさんに移るわけですからね。そこはどうかですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

優遇措置につきましては、固定資産税を納付してからということになりますので、現段階では検討する期間がまだ十分あるというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第7 第53号議案

日程第7. 第53号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

補足説明があれば、説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第53号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、本年4月が市長改選期であったため、当初予算を骨格予算として編成したことにより、政策的な経費と骨格予算に計上されなかった経費を肉づけするものと、そのほか当初予算編成後、早急に対応が必要となったものについて、所要の額をお願いいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出の補正では、歳入歳出の総額に16億6,987万7,000円を追加し、補正後の総額を200億2,912万9,000円とするものでございます。

第2条の継続費につきましては、5ページの第2表のとおり、武雄中学校校舎改築事業に係る継続費の設定をお願いするものでございます。

このほか第3条の地方債の補正では、6ページから8ページにかけて第3表で示しておりますように、地方債の追加と変更をお願いいたしております。

地方債の追加では、骨格予算に計上されなかった政策的な経費の肉づけに伴う道路整備事業や武雄中学校大規模改築事業など、事業費の追加に伴う補正をお願いいたしております。

地方債の変更では、事業費の変更等に伴い、起債の限度額の変更をお願いいたしております。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

補正予算説明書の(9)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費では、行政として本格的に男女の仲を取り持つためのお結び課の設置に要する経費と、喫緊の課題であります六角川上流の調整池、国道改修、長崎新幹線、新工業団地造成などについて、対外的な折衝等を行うポストに任期つき職員として技監を設置したいと考えており、所要の人員費をお願いいたしております。

5目. 情報化推進費では、地域健康ポータルサイト構築に要する経費をお願いいたしております。これは健康づくり情報を提供するとともに、事業を通して、ICT人材の育成、活用を行い、地域雇用を創出することといたしております。

(11)ページをごらんください。

2項. 企画費、2目. 地域振興費では、人口減少の著しい地区へ定住を目的に市外から住宅を新築、または空き家購入などにより転入された世帯に対する定住特区補助金などをお願いいたしております。

(13)ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、3目. 健康増進費では、がん予防日本一を目指し、が

んについて正しく理解していただき、受診率の向上を図るため、市民対象の講演会の開催に要する経費をお願いいたしております。

4目. 環境衛生費では、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金として、上限を10万円とし、発電量1キロワット当たり3万円を助成することといたしております。

(14)ページをごらんください。

5款. 労働費、1項. 労働諸費、2目. 雇用対策費では、人口の減少による路線バスの縮小廃止、住民の高齢化による自力移動の困難化等によって、通院や買い物といった基本的な日常生活自体が脅かされる状況にあるため、新たな交通手段として、みんなのバスを整備することといたしており、本年度はモデル事業として導入を希望する地区を選定し、試験運行を行うことといたしております。

そのほか子育て総合支援センターに小学校、中学校の子育て相談に対応できる相談員を配置し、幅広い年代の子どもたちの相談に対応できる体制の整備に要する経費など、緊急雇用創出基金事業補助金を活用し、雇用対策事業を行うことといたしております。これによる新規雇用者数は14名と見込んでおります。

(15)ページの6款. 農林業費、1項. 農業費、5目. 農地費では、農業水利施設の予防的な保全対策を講じて超寿命化を図るため、揚水機、パイプラインの補修に要する経費をお願いいたしております。そのほか漏水等で危険なため池の災害防止のために要する経費などをお願いいたしております。

(16)ページをごらんください。

2項. 林業費、1目. 林業振興費では、森林の多面的機能の発揮や山村地域の振興、生活環境の向上を図るため、未整備の市有林を対象に間伐、作業道路の開設など、森林整備に要する経費などをお願いいたしております。

(17)ページの8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、3目. 主要道路整備事業費では、市道長谷小田志線、武雄高橋線などの道路の改良に要する経費をお願いいたしております。

(18)ページをごらんください。

4目. 一般道路整備事業費では、新たに市道甘久中学校線ほか8路線の道路整備に係る追加経費などをお願いいたしております。

7目. 道路整備助成事業費では、地域住民が共同して生活道路等の舗装、維持補修を行う行政区に対する補助に要する経費を計上いたしております。

(19)ページの4項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費では、都市計画の見直しに必要な地図作成に要する経費などをお願いいたしております。

6目. 街路事業費では、中野御船山線の西浦交差点付近の改良に要する経費と、甘久武雄線街路事業などの県営事業負担金をお願いいたしております。

(20)ページをごらんください。

5項. 住宅費、2目. 住宅建設費では、老朽化している市営和田住宅の建てかえに要する経費をお願いいたしております。

9款. 消防費、2目. 非常備消防費では、消防団員112名の退職報償金をお願いいたしております。

3目. 消防施設費では、武雄町上西山地区の消防格納庫及び山内町三間坂地区の防火水槽の新設工事と、老朽化した消防車両及び小型動力ポンプの更新に要する経費をお願いいたしております。

(22)ページをごらんください。

10款. 教育費、3項. 小学校費、(23)ページの4項. 中学校費の1目. 学校管理費では、教職員の事務の効率化を図るため校務支援システムの導入に要する経費と、給食調理の環境改善を図るため、小・中学校の給食室の空調設備の整備に要する経費をお願いいたしております。

3目. 中学校施設整備費では、武雄中学校校舎の解体及び改築工事費などの追加経費と老朽化した山内中学校校舎改築に係る設計業務委託料をお願いいたしております。

(24)ページをごらんください。

5項. 社会教育費、5目. 文化振興費では、建築年度が古く、耐震構造となっていない文化会館の耐震調査に要する経費などをお願いいたしております。

6目. 保健体育費、2目. 体育施設費では、経年劣化により危険な状態にある天神崎テニスコートの照明灯改修工事に要する経費などをお願いいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う経費として、分担金及び負担金として615万2,000円、国庫支出金として5億2,219万4,000円、県支出金として5,204万7,000円、諸収入として5,025万4,000円、市債として10億3,880万円を計上いたしております。

また、平成21年度ふるさと納税制度によりいただいた寄附金を寄附者の希望に沿った事業に充当するため、まちづくり応援基金繰入金を計上いたしております。

以上で平成22年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第53号議案に対する質疑を開始します。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

予算説明書の(16)ページですね。7款. 商工費、2目に商工振興費として737万円。先ほど言った企業設置奨励金ですよ。備考で書いてあるのはですね。これは何件を対象にされているのかですね。1つは答弁いただきたい。

もう1つ、3目に観光費として、宿泊施設等整備奨励金として490万円。これは観光費で

すよね。ですから、商工振興、あるいは観光を拡充していくという点では中身はいいんでしょうけれども、この対象と、宿泊施設等整備と書いていますから、この違いを説明していただけませんか。

もう1つは、8款。土木費の和田住宅設計業務委託料に4,877万4千円。これは一般質問でも論議があっていましたが、いわば福祉のほうに話を聞きますと、高齢化していく中で高齢者専用といいますか、1階を高齢者専用にするとか、高齢者専用住宅、もう厚労省の補助金でありますよね。そういった住宅の老朽化ということとあわせて、地域のこれまでのコミュニティ、これを維持するということからも、それは関係課と相談をして進めたいという回答があっていたので、どういうふうにそれが進んでいるのかですね。設計業務委託料が4,877万4千円出ていますので、もし、具体的な話が進んでいるのであれば、答弁をいただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

7款。商工費の商工振興費、企業設置奨励金、これについてはリジョイスでございます。企業立地奨励金につきましては、リジョイスが新たに進出をされたということで奨励金を助成するものでございます。これについても固定資産税相当額ということで支出をいたします。この企業設置奨励金と3款。観光費、宿泊施設の整備奨励金、この違いということでございますけれども、宿泊施設の整備奨励金についてはニューハートピアに奨励金を支出するもので、企業設置奨励金でこの対象から外すものとして、旅館業、小売業というふうに条例で定めております。このことから旅館業とか宿泊施設を新たに始められたところには企業設置奨励金の支出はできないということで、武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例というのがもう1つございまして、こちらのほうで同じように固定資産税相当額を支出するというものであります。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

和田住宅の整備方針については、私からお答えをいたします。

確かに議員がおっしゃるように、厚生労働省の高齢者雇用促進住宅の事業費予算があります。あわせて国土交通省に今年度新設をされた、これも高齢者の専用の住宅の経費があつて、どちらが補助率として有利かなということを勘案した場合に、今、私どもの方針としては、従前の国土交通省の住宅局の補助金を活用するのが現実的にいいだろうと。ただ、これも訴訟費用の1億3,000万円が大分かかりますので、当て込む一般財源がそれに充当ができるかどうかというのは、これ額も大きゅうございますので、非常に懸念するところでありま

で、今後の方針につきましては、ちょっと今の段階ではなかなか言いづらい部分がありますがけれども、今のところは国土交通省の住宅局の整備補助金を活用したいと、このように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

渕野営業部長

○渕野営業部長〔登壇〕

先ほどの平野議員の質問に対しまして、宿泊施設等の整備奨励金、これについては固定資産税相当額ということをお答えいたしましたけれども、固定資産税に相当する額の2分の1の額ということでございます。失礼しました。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

(13)ページの衛生費の太陽光パネルです。以前から私はずっとこだわっておりますけれども、太陽光パネルの募集期間が以前は限られていて、その前後の人がちょっと恩恵を受けられなかったということをおっしゃってございましたけれども、次は、年間を通して募集をすることで、その分は公告されるということになっておると思っておりますけれども、今回は、また、この間も議会後すぐあると思つたら、募集はもっと後だったということもありますので、今度の募集はいつごろからして、3月までやるのかということと、また、この間も多数来たので、抽せんにも漏れた方にもまた再度補正予算を組んだということもありますけれども、今度はこの60万円でもたその期間内にふえたら、補正予算を組んで増額するのかについてお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的な方針とすれば、その60万円以内で賄えるのが、それは予算審議の兼ね合いの上、ベストでありますけれども、ただ、多数、また今回も予想をされますので、そのときは補正予算をまた組みたいと、それで、議会の御同意を諮りたいと思っておりますけれども、ただ、これも1億3,000万円の訴訟費用がありますので、これとの兼ね合いがあります。したがって、そういった訴訟費用に要する経費の膨らみぐあいを見ながら、これについてはちょっと補正予算は今のところ組めないのかなというふうには思っております。

以上です。（発言する者あり）

すみません。興奮して60万円と申し上げたところ、600万円と訂正をし、おわびしたいと思っております。すみません。（発言する者あり）

〔7番「私はずが60万円と間違いがあったようで」〕

○議長（牟田勝浩君）

ほかはございませんか。

〔7番「期間、期間、期間、募集期間」〕

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

それと、募集期間のお尋ねでございますけれども、今回の6月上程しております議会で承認いただければ、7月1日より受け付けを開始すると、そして、随時受け付けはしていきますということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

すみません。今度、建設委員会じゃないもんでお尋ねしたいと思います。

それは今度、私、福祉のほうだから、学校のほうはちょっとまたそこで聞くとしまして、今度の和田住宅の設計についてです。住宅とか、学校とかは、工事は多分地元のほうで受注するような形になっていると思いますけれども、設計については、私が建設委員会的时候、地元受注ということはずっと、私じゃない、私、山口議員もですけれども、ずっと言われてきて、朝日小学校のときは武雄の業者3社で朝日小学校の設計をしたわけですよ。だから、その後ずっと地元業者になるかなというふうに思っていたんですけども、今度、東川登になったときには、佐賀の設計が一応元締めというんですかね、もたになって、それに地元がひつつくというような形になって、ようやく地元で受注をできるようになったのが、またもとに戻っているような格好になっているわけですよ。その辺について、今後の設計の発注方法について、また、市外が中心になってもやむを得んという形になっているのかについてお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

業者の指名につきましては、従来と一向に変わりございません。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

規模が大きいから地元業者1社ではできないと。多分朝日的时候には武雄の業者で連合を組まれて、そういうのを組ませたのか、自主的に組まれたのかわかりませんが、そういう形でとっているわけですので、朝日的时候、そういうふうな格好でずうっと何年もかかってできたわけですので、その辺についても検討していただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

宮本議員、議案質疑は意見の発表じゃなくて、質疑ですので、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第8 第54号議案

日程第8. 第54号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

補足説明があれば、説明を求めます。森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

第54号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、当初予算を骨格予算として編成したことにより、下水道事業費について肉づけするものであります。

補正の主なものとしまして、今後新たに事業認可を受ける44ヘクタールの地形測量委託料、武雄浄化センター第2池目のOD槽の建設工事委託料及び幹線・枝線管渠布設工事などがございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ1億4,677万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億7,764万5,000円と定めるものでございます。

次に、予算書4ページですけれども、第2表の債務負担行為補正でございますが、供用開始区域の広がりによる武雄浄化センター第2池目OD槽の建設が必要となり、本年度から25年度までの4カ年で武雄浄化センター第2期建設工事を予定しております。

建設工事については、日本下水道事業団に総額5億9,400万円で委託したいと考えており、そのため平成23年度から25年度までの3カ年分の委託料について、限度額を5億3,830万円とし、債務負担行為をお願いするものでございます。

続いて、予算書5ページの第3表 地方債の補正でございますが、事業費の肉づけに伴い、下水道事業債の限度額を1億460万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

3款1項1目. 土木費国庫補助金は、国庫補助金の交付内示による増額でございます。

次に、予算説明書(4)ページの歳出でございますが、1款1項2目. 事業費、11節. 需用

費、12節．役務費は、事業費肉づけに伴う事業経費の増額でございます。

13節．委託料は、先ほど申し上げました44ヘクタールの測量業務委託料と武雄浄化センター建設工事委託料でございます。

15節．工事請負費は、本年度整備を予定しております西浦地区ほかの幹線・枝線管渠布設工事費でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第54号議案に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

日程第9 第55号議案

日程第9．第55号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

説明があれば、説明を求めます。森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

第55号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

平成22年度の業務といたしましては、九州新幹線西九州ルートに関係する鉄道高架南側の区域の換地処分業務や、昨年度に引き続き、松原地区の建物移転及び道路や街区造成工事、また、永松地区の建物移転や調査業務等を行うこととしています。

予算書1ページ、第1条及び2、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,838万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,746万5,000円とするものでございます。

第2条及び4ページ、第2表 地方債は、武雄北部土地区画整理事業に充当する合併特例債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還等を定めるものでございます。

それでは、予算の内容について、予算説明書(3)ページから御説明いたします。

歳入の1款1項1目．繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目．雑入は、九州新幹線西九州ルートに関係する区域の換地処分にかかわる鉄道・運輸機構からの負担金でございます。

4款1項1目は、土地区画整理事業に対する国の社会資本整備総合交付金でございます。

(4)ページの5款1項1目は、土地区画整理事業に対する県の補助金でございます。

6款1項1目の土地区画整理事業債は、合併特例債で、補助金及びソフト事業を除いた額

の95%を計上しております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

予算説明書(5)ページでございます。

1款1項1目、武雄北部土地区画整理事業費、13節、委託料は、補助金に係る事業実施計画変更業務、甘久武雄線や交通広場、雨水幹線などの設計業務委託、補償契約に向けた建物調査、営業調査等の業務でございます。

15節、工事請負費は、甘久武雄線道路改良、街区造成、松原交差点付近の内町迎田線歩道、区画道路や高架側道に係る工事費、及び雨水幹線整備工事、並びに市街地観光案内板設置工事等を予定しております。

(6)ページ、22節、補償補てん及び賠償金ですけれども、物件移転補償費は、松原や永松地区の建物及び借家人の補償、電柱移転、使用収益減に対する補償費等でございます。

なお、22年度起債残高は(7)ページ、15億2,876万1,000円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第55号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

日程第10 第57号議案

日程第10、第57号議案 専決処分の承認について（平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））を議題といたします。

提出者から説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第57号議案 専決処分の承認についてにつきまして補足説明を申し上げます。

議案書（その2）1ページでございます。

本議案は、去る5月31日、平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を専決第7号として専決処分したことにより、市議会の御承認をお願いするものであります。

それでは、まず、補正予算書の最後のページになりますが、(4)ページをごらんください。

歳出におきまして、前年度繰上充用金7,379万9,000円を計上しております。これは平成21年度の収支において歳入不足が生じたことにより、不足相当額を前年度繰上充用金として補正したものであります。

21年度において、歳入不足が生じた理由であります。最大の要因は20年度に生じた8,943万5,000円の歳入不足に対処するため、21年度に予算において歳入不足相当額の繰上充用を行

ったことにより、21年度単年度収支において1,563万6,000円の黒字が生じたものの、その全額をカバーするに至らなかったということで、昨年に引き続き繰上充用をせざるを得ない状況になったということでもあります。

次に、歳入について御説明いたします。

(3) ページをごらんください。

繰上充用金の財源として、国の財政調整交付金を5,000万円計上しております。残る2,379万9,000円につきましては、県の財政調整交付金を計上いたしております。

最後になりますが、国保税の徴収率につきましても、平成21年度は前年度の91.23%から90.10%に低下するなど、国保財政は引き続き厳しい状況が続いており、税の徴収率アップを初めとする財政の健全化に向けたさらなる取り組みが求められているというふうに考えているところでございます。

以上で第57号議案の補足説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第57号議案に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより第57号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第11 第58号議案

日程第11. 第58号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

補足説明があれば、説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第58号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、武雄市民病院の民間移譲に関し住民訴訟を起こされたことに伴い、早急に対応が必要となる経費についてお願い申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に4,000万円を追加し、補正後の総額を200億6,912万9,000円とするものでございます。

補正予算説明書の(4)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費では、武雄市民病院の民間移譲に関する住民訴訟に対する訴訟代理人費用として弁護士委託料をお願いいたしております。

以上、歳出の概要について申し上げましたが、これを賄う財源として、財政調整基金繰入金金を計上し、なお不足する分については予備費で調整をいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第58号議案に対する質疑を開始しますが、本案については質疑の通告がっておりますので、通告順に質疑を受けたいと思います。12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

それでは、数点質問させていただきたいというふうに思います。

まず、今回はこの財政調整基金を4,000万円取り崩して一般財源として市民の血税4,430万円をこの裁判に関する費用として使うというふうなことでございますけれども、平成18年の2月にですかね、病院の経営診断が行われて、これまで4年間、議会、執行部、市民交えて本当に議論を重ねてまいりました。執行部におかれては庁内の検討委員会、そしてまた、議会においては一般質問、それから、総務委員会、そしてまた黒岩委員長を先頭に病院問題の特別委員会も設置をして議論を長い時間かけてやってきたわけでございます。そういう状況の中で最終的に採決をした結果、議会としては賛成多数で民営化が可決をされたということで議会の総意となった。それが議会の総意となったということは市民の総意というふうになったわけでありましてけれども、それが今回訴訟までまた引きずられるというふうなことで、市民の皆さんからも住民福祉の維持向上にならないのではないかとというふうな意見がござい

ます。

まず初めにお伺いをしたいのは、この住民訴訟といったものは何ぞやというものをもう少しわかりやすく御説明をいただきたい。

そしてまた、裁判となると、2審、3審、つまり高裁、あるいは最高裁まで行く可能性も十分あるわけでありましてけれども、そうなったときに、弁護士費用がまたかさむのか、どうなるのか、そういったところも、この2点まずお伺いをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

住民訴訟について、まず一般概念から私から御答弁をさせていただきます。

まず、地方公共団体の住民が、この場合は武雄市の在住の住民となります、地方自治体の執行機関または職員による違法な財務会計上の行為、または怠る事実の是正を求める訴訟をいいます。住民訴訟は単発で行うことはできません。その前置条件、前に置かれる条件として、住民監査請求を経なければ提起することはできない。この住民監査請求は一たん棄却を監査委員会がしておりますので、これを受けての住民訴訟となっております。

このたびの訴訟は、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、損害賠償の命令をすることを武雄市の執行機関に求めるもの、すなわち今回の住民団体の方がだれを訴えているかということ、これは武雄市役所を訴えているんですね。何で訴えているかということ、武雄市民病院の民間移譲に当たって、これは私というふうになると思いますけれども、損害を21億円市民に与えているということから、原告は武雄市役所をまず訴えています。そして、その訴えの中身は、武雄市役所は樋渡啓祐個人に損害請求をなさいというのが今回の住民訴訟の主な骨子であります。繰り返します。武雄市役所が訴えられているということとなります。

弁護士費用が2審、3審となった場合どうなるか、これはちょっと仮定の話ですので、一般論で申し上げますと、住民訴訟はまず地方裁判所で1審が行われます。この場合の私どもの場合は佐賀地裁になります。2審は高等裁判所、これは恐らく福岡高等裁判所になると思います。福岡高裁になります。3審は最高裁になります。弁護士は裁判ごとに訴訟代理人として選任をいたします。裁判は原則としてそれぞれの段階で判決が言い渡され、結審をします。したがって、私、武雄市役所が敗訴ということになった場合、これ上告する場合に限って、仮定の話ですけれども、2審、3審まで行くということになります。したがって、裁判ごとに弁護士をまた選任することになりますので、裁判ごとに着手金、勝訴すれば報酬金が発生することになるといったことで、これから少し個別論を申し上げますと、今回、総額で1億3,000万円1審でかかります。その1億3,000万円をベースにすると、2審でもおよそ1億3,000万円かかる。3審でも1億3,000万円かかる。計4億円かかるということが想定をされております。したがって、これがすべて、これは進むことになると、一般財源、すなわち市民負担から出されることになるということにはぜひ市民の皆さん、きょう傍聴の方々多数お見えでありますので、それをぜひ御留意を賜ればありがたいと、このように思っております。

弁護士費用等について重ねて申し上げましたけれども、以上、これが概念的な説明となります。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

仮に被告の武雄市が勝訴した場合、その裁判費用というか弁護士費用ですね、これから1億2,000万円ほどかかるということですが、勝訴した場合は、それを原告に請求することができるのかどうかを答弁していただきたいと思います。

そして、もう1点、今回、訴状が出されておるといふなことでございますけれども、その訴状については見れるのかどうか、私たちが見ることもできるのかどうかお伺いします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

勝訴すれば、弁護士費用を原告に請求できるのかという御質問であります。

訴訟費用は原則として敗訴した者が負担をされることとなります。これは民事訴訟法第61条に明確に規定をされています。この場合、市が勝訴すれば原告に請求できるんですが、この場合、請求できる訴訟費用は民事訴訟費用等に関する法律第2条に掲げられた費用、すなわち旅費とか書記料だけなんです。しかも、これ市側の弁護士費用、ここはポイントになりますけれども、およそ1億3,000万円かかった場合、その1億3,000万円は勝っても、負けても市民が負担をしなきゃいけないということが今回の住民訴訟の主なポイントの一つであります。したがって、市が勝訴し、訴訟費用は原告の負担とされても、原告の皆様方に弁護士費用、これ一番かかる費用ですよ、着手金であっても、報償金は請求することができない。これが住民訴訟のポイントになります。

最後にします。訴状は見せていただけるのかという御質問でありました。これについてはどなたでも訴状の閲覧を請求することができます。民事訴訟法第91条では、何人も訴訟記録の閲覧を裁判所書記官に請求できると規定をされております。本訴状は訴訟記録に該当することから、請求があれば、何人も閲覧することができます。これは第1項ですけれども、重大な私生活に関する事項、法人の営業秘密が記載されている場合は、民事訴訟法第92条で閲覧等に制限が記載をされています。これは裁判所の判断になります。一部黒塗りにする等については。本訴状の内容においては、訴えられている中身から勘案すると、重大な私生活に関する事、法人の営業秘密に該当する記載はないことから、何人もすべてを閲覧ができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里已君）〔登壇〕

この住民訴訟の場合は、勝っても、負けても、その費用についてはほとんどもう返ってこ

ないということで、今回このまま突入すれば1億3,000万円、そしてまた、最後まで行けば、4億円近いお金がかかるというふうなことでございますけれども、例えば、仮にそういうふうになったときに、市民の血税が浪費されてしまうと、無駄遣いされてしまうというふうなことになるわけでありまして。そういったときに、もし勝った場合、その損害について市として逆に損害賠償を請求する用意はあるのかどうかお伺いします。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩いたします。

休 憩 11時22分

再 開 11時22分

○議長（牟田勝浩君）

再開します。

それでは、この際、11時30分まで休憩いたします。

休 憩 11時22分

再 開 11時29分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

執行部の答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御質問を承りながら、市民感情として本当にこれは訴えたいという気持ちはもう本当に心底思っておりますけれども、ただし、私どもは行政機関であります。ここは冷静に顧問弁護士等と詳細については相談をさせていただきたい。今、確定的なことはここでは申し上げることは差し控えたいと、このように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

質疑を続けます。

通告順に従い、25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

1億3,000万円という話がもうこの4日間、あるいはきょうもひとり歩きしているんですよ。

そこで、今回計上されている弁護士委託料、第58号議案にあるのは4,430万円の弁護士費用と。これ恐らく着手金であり、弁護士の日当ですよ。この4,430万円の中身というのは。もし違えば、どういう委託契約を結ぼうとされているのかと。これが1点です。

もう1つは、この4日間の一般質問、きのうまでの一般質問の中で、市長は2度にわたって、職員が徹夜して答弁書、準備書面の作成準備に追われている、仕事ができていると、

こういう答弁を市長なされました。公判に必要な準備書面、あるいは答弁書、これは本来弁護士がやる仕事であって、したがって先ほど聞きましたように、委託契約というのはどういう内容なのかと、どういう内容の委託契約を結ばれていくのか。それに伴って仕事量、弁護士というのは専門家ですからね、顧問弁護士おられるわけですから。それに伴う着手金や日当が出てくるわけですね。この4,430万円の根拠。これが2つ目です。

もう1つは、この4日間、きょうも入れて5日間ですけども、当初、市長は4,430万円というふうに言っておられましたよ、一番最初、私の一般質問に対してはね。2日目からは、これが1億3,000万円になる。ということは成功報酬ということですよ。いわゆる損害賠償請求総額に対する成功報酬と。ところが、公判が始まってどうなるかということはわかりませんよね。しかし、既にきょうも多くの方見えていますけれども、1億3,000万円というお金が、もういわば既にひとり歩きしているということで、その根拠を示してほしい。これが3つ目です。

それから、もう1つは、これが追加上程されるというときの説明で、日本弁護士連合会の基準、平成16年までは着手金や、あるいは日当については2%、損害賠償請求額の2%、ですから、2%と計算すると4,430万円が最上限ですと。目いっぱい予算計上すると、ぎりぎりまで、上限が2%あるとすればね。それは平成16年までの日弁連の基準であって、その後、成功報酬は4%。これも平成16年までの日弁連の基準です。だから、その後、変わってきている。その後どう変わってきているかという、弁護士に委託する際に、どういう内容とどういう金額が出せるのか。当然、市長は市民の税金を預かっているわけですから、精いっぱいこのところで予算計上するというのは、これは根拠がないと出せませんよね。交渉したのかという、4,430万円が示されたときに。（発言する者あり）交渉していない。（発言する者あり）じゃ、この根拠を示すと同時に、こういう内容の委託契約をするに当たって、弁護士の意見も聞きながら、どういう交渉をされたのかと。（発言する者あり）

あわせて関連して言いますと、それなら、佐賀県弁護士会にその実態、いろいろな事例を調べろということだって、税金を預かっている予算計上する側からしますと、当然の情報収集でしょう。これ4点目。

もう1つは、いわば9億3,000万円とした土地、建物の不動産鑑定、これを50%引いて3億9,325万円。そしたら、あそこの市民病院の跡地を解体しないというのであれば、8,400万円というお金は当然加わってきますよね。訴訟の第1にある9億3,000万円と日本不動産協会が鑑定した金額を、特に建物については、土地はそのまま2億2,000万円、建物については市場性がない、競争原理がないというような理由からかもしれませんけれども、マイナス50%。ここ第1の争点でしょう。そうすると、8,400万円の解体費用は要らなくなるわけで、返ってくるということになりますね。そこら辺の見通しもつけなきゃいかんじゃないですか。8,400万円。消費税込みの金額ですよ。そこをまず答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

すみません。5点目の質問に関しては、中身に踏み込んでいるんですけど、よろしいですか。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平野議員は5点とおっしゃいましたけれども、計7点でございます。しっかり整理して質問してほしいと思うんですが、まず、どういう根拠かということについては、これは、先ほどおっしゃいましたように、着手金として21億6,121万531円の2%で約4,330万円、弁護士の費用弁償としてプラス100万円の4,430万円と計上して、その残りの4%についても日弁連の以前の一定の基準にのっとり計上をしているところであります。

これについて、もう平成16年に終わっているんじゃないかといったことについては、これを基準として我々としては相談をしたいと。何もないのに、どうやって計上をするのかということになりますので、一番社会的に通念として広範として出てきたその基準について、私どもの顧問弁護士と相談をしながら予算計上をさせていただいているところであります。

したがって、山口昌宏議員から一般質問でありましたように、これを超す可能性だってあるわけですよね。もちろん今、相対で弁護士費用というのは相談をするということになりますので、ですので、これが一定の基準だということを私どもは考えております。

そして、徹夜して答弁書を用意しているということについては、平野議員、あなたの一般質問の中でもう弁護士とかけんでいいじゃないかという御指摘をされたじゃないですか。それで、職員のことをおもんばかって、それは弁護士がやるべき話だって、その矛盾についてぜひ再質問をしていただきたいというふうに思っています。弁護士が要らないのではないかという公の場で一般質問でおっしゃったことと、今回の職員がそういうふうに苦勞をしています、本当に。なれない訴訟でいろんな質問書の回答をしておりますけれども、それをどういうふうにお考えなのかというのを私は聞いてみたいというふうに思っております。

そして、佐賀県の弁護士会に相談をしたのかということについては、これは基本的に私たちがいきなり佐賀県の弁護士会に相談するということはある得ないというふうに思っています。あくまでも武雄市の顧問弁護士と相談をした上で、顧問弁護士が、いや、これはとても私のほうだけでは無理だということで住民訴訟の専門の弁護士をつけてほしいと、これは極めて難しい問題だということから、私どもは顧問弁護士のアドバイスにのっとりやっておる次第であります。もとより佐賀県弁護士会と相談するのは我々ではないと思っています。

そして、不動産鑑定の話が出ましたけれども、その8,400万円の解体費用というのは、これは条例であるとか、いろんな契約であっても、これは病院の用に供さない場合は、それは解体費用を見込むということは民法上、商法上の一般的な法概念としても認められ、それをあわせて条例並びに契約書に明記しているんですね。ですので、この話をこれにかこつけて出されるということについてはいかがなものかと。これについては既に議会の議決、そして、

結審しているものと、議決で終わっているものというふうに認識をしておりますので、それはこの問題とこの訴訟の問題とは分けて考えていただければありがたいと思っています。この問題についてはもう終わっていると思っております。

訴状の内容について、これが入っているかどうかについては、これ訴状の内容の中に入りますので、私のほうから答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長いろいろ言われましたけれども、委託契約の中身についてはどういう中身になっているのかと。先ほど4,430万円の中身は、着手金は4,330万円ですか、弁護士の手当が100万円、目いっぱい4,430万円つけているということですよ。県内でも住民訴訟、唐津での合併前の土地の不当購入の問題とか、経験ありますよ、県内でも。県そのものが訴えられている例もあるじゃないですか。コピー機問題などでいいますとね。

ですから、そういった意味での情報収集というのはされたんですか。もちろんそれは佐賀県弁護士連合会に聞くのも一つの方法でしょう。県内のいろんな住民訴訟もあっているわけですから、そこら辺、当然委託契約を結ぶ際に、武雄市としてのある程度目安といいますか、日弁連の言う2%、4%の基準で目いっぱいつけたと、いわば予算計上しなければ契約が進んでいかないというのは、それはわかりますよ。それはわかります。原告団も3名の弁護団でやっているわけですからね、当然市のほうも——それ確かに一般質問のときに言いましたよ。弁護士を立てんで、自分たちでやる場合もあるんだという例から言いますとね。それと、市長が答弁した、既に準備書面を職員がつくっているということと、じゃ、どういう内容の委託契約になっていくのか、その点は答弁してくださいよ。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私どもといたしましては、佐賀県内の状況は調べております。その上で今回は21億円という、もう前代未聞の巨額な訴訟費用というのは、少なくとも私がこの案件に関しては知るよしがありません。この価格で、これ以上言うと公判の中身に踏み込みますので、ここで差し控えますけれども、この案件で21億円というのギャップですよ。これについては、申しわけないですけど、参考になる事例がなかなか見当たらないということは議員にぜひお伝えをしたいというふうに思っておりますので、前代未聞というか、参考になるのはなかったというこの報告を私自身は受けております。

その上で、何でじゃあ——職員のことをおもんばかっていただき本当にありがとうございます。なぜかという、7月2日にこの質問書の回答が裁判所からございます。それを踏まえて、第1回の口頭弁論が7月9日でございますので、それにちょっと合わせなきゃいけないということがありますので、これは裁判所側の要請であります。弁護士を待って、これ予算を可決していただかないと弁護士とは正式には協議はできませんので、まだそれやる前になったら、また出来レースとか言われますので、とにかくちゃんと決まってから、正式に公式にやっぱり協議を行う。そうすると、もうとても間に合いません。ですので、職員には甚だ気の毒でありますけれども、夜を徹して準備書面を準備しているところであります。

そして、もとより議員、目いっぱいとおっしゃっていますけど、これまた超すかもしれないですよ。あくまでも一つの基準として、私どもは平成16年までの日弁連の基準を援用しているだけであって、今後、個々に相談している場合については、これ非常に難しい訴訟になります。前代未聞の訴訟ですので、およそ前例が通用しないということやに私も報告を受けておりますので、これふえた場合は、また、議会で補正予算の本当にお願いをせざるを得なくなるということなんですね。

したがって、目いっぱいという考えは私どもは持っておりません。あくまでもこれを基準として公式、正式に担当弁護士と予算等については協議をさせていただくと、そのスタート点だというふうに認識をしております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

4日の議会運営委員会で追加提案されると、詳しくは審議しませんよ、事前審査になるけんですね。ですから、そこで示されたのは、日弁連の基準、平成16年までの2%、4%という話ですね。16年以降はそれを採用していない。そして、当事者間で話し合う。

もう1つは、さっき言いましたように、予算計上するに当たって4,430万円というのは、基準額目いっぱいの予算計上をという意味の説明があっていますよ。市長が言う、これよりかはるか超えるかもしれん。根拠持って答弁されているんですか。何らかの根拠があって。

もう1つは、平成16年以降というのは、弁護士が……

〔傍聴席より発言する者あり〕

〔26番「傍聴者がうるさいよ」〕

議長席まで聞こえんかな。私、近いもんだから、よく後ろから聞こえてくるんですよ。ちょっと質問に集中させてくれんですか。

○議長（牟田勝浩君）

すみません。傍聴の方は発言を控えてください。

○25番（平野邦夫君）（続）

ですから——質問に集中させてください。

○議長（牟田勝浩君）

傍聴の方は……

〔26番「退場をお願いします。何度も言われておる」〕（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

これ3回目ですからね。最後の質問になりますので。

4,430万円との精いっぱいのところにつけているんだという説明というのは、それ以下に抑えていくという内容だろうと思うんですよ。市長が言う、これ上回るかもしれん。あり得ない話です、そんなことは。根拠がないでしょう。

もう1つは、平成16年以降というのは、弁護士が全国的に足りないということから、弁護士をふやす手がいろんな大学を増設する、定員をふやすということなど起こったときですよ。ですから、弁護士事務所と、そして、当事者間で話し合うというふうになってきているんじゃないですか。いわば原告団の委託契約の中でいう着手料と、そして、弁護士手当と。原告団が準備し、契約しているのは100万円ですよ。100万円で3人の弁護士の手当と着手金準備しているんですよ。この差額って一体何ですか。裁判となると、原告があつて被告があるわけでしょう。そこのこの4,430万円をはるかに上回るかもしれん、あるいは先ほど1審、2審、最高裁まで行けば、4億円にもなる。そんなでたらめな数字のひとり歩きはさせんでくださいよ。

ですから、先ほども言いますように、もう一回聞きますよ。4,430万円というのは、4日に説明があつた内容とどういった委託契約を結んでいくのかと。委託契約の中には仕様書として、こういう仕事をしてもらおう、こういう仕事をしてもらう上で、弁護士の日当幾ら、着手金幾らと、計算の根拠があるでしょう。それを示してください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、あり得ないということをおっしゃったんですけれども、例えば、これ大阪弁護士会の内規でありますけれども、一般的に、前項——前項というのは2%、4%のルールなんです。3億円を超える部分は2%、4%とあつて、これは大阪の弁護士会も平成16年3月までの規定ですけれども、私が知る弁護士は、まだこれにのっとっていると。やっぱり基準というのは要るんですね。その中の規定の中に、前項の着手金及び報酬金は事件の内容により30%の範囲内で増減額することができるというふうに書いてあるんですよ。ですので、一定の私どもは基準があつて、これに基づいて、これから訴訟内容等について弁護士と詳細に協議をするわけでありませう。

したがって、いや、この中身だったら、少なくとも30%ぐらい下げられますねということもあるかもしれませんが、いや、この内容だったら、やっぱりもう少し30%、今までの内規の部分もありますので、してくださいと。これはあくまでも、これは民事訴訟法でもそうですけれども、相手方の交渉で決まるんですね。ですので、今ここでどういう中身で四千何百万円というのをお答えするのは、およそナンセンスだと思っております。

その上で、住民訴訟の特徴、これ議員、私よりも御案内だと思いますけれども、記者会見までされておりますので、私よりも御案内だと思いますけれども、一般の民事訴訟に関しては、もし平野議員が訴訟を起こされるのであれば、原告側に説明責任があるんですね。原告側に。ただ、住民訴訟の場合は、これ受け手訴訟と申し上げまして、訴えられた行政側が争点となる行為について適法性を証明する義務が私たちにあるんですよ。今回、住民訴訟です。したがって、一般の弁護士、顧問弁護士と先ほど申し上げたように、相談した場合、いや、これはとても1人ではもう無理だということで、あなた方も3人つけられていると思いますけれども、私たちもやっぱりこれ無理なんですよ、1人では、あるいは弁護士なしでは。そういったことで、この訴訟の困難性から考えた場合に、一つのルールとして、3億円を超す事案として、私たちとしては約1億3,000万円を出したといったことは、市民、きょうたくさんお見えになっておりますけれども、市民感情としては納得いただけるものだと理解しております。

○議長（牟田勝浩君）

質疑を続けます。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

先ほどの質問の中で出ましたけれども、5点だけ、まず1回目の質問をします。

1点につきましては、さっき実は論争があっけていますけれども、現実問題としては金額が例えば1億4,400万円と4,300万円という補正の金額だけ出て、何で4,400万円かという問題出てくるわけですが、それは弁護士の費用とか裁判の費用だと。それはいいですけれども、問題は、じゃ、なぜそれだけの費用をかけにやいかんような裁判になるのかということについては、相手の訴状を見なきゃわからんわけですよ。訴状には、幾ら経費を相手がかけて、裁判の向こうの印紙代が幾らかということがきちっと書いてありますから、それを本来は議案の資料として出すべきだと思うんですよ。おかしくないこと、笑い事じゃないよ、市長。だから、吉川議員も質問した。これだけ緻密な頭を持った方が訴状の内容を質問されたわけですから。私はちゃんと山口議員と同じように、お金を出して、この訴状、こんな厚いです、74ページありますが、申請をして取り寄せて勉強した上で質問します。しっかり勉強した上で質問します。申し上げておきますけれども。

そしたら、相手側の、いわゆる原告側の訴訟が、裁判に要する印紙が1万3,000円なんですよ。これ書いてあります。それから、訴訟物の価格は金160万円と書いてあります。訴訟

の金額は違いますよ。ですけれども、例えば、原告側で仮に1万3,000円と160万円すると、現実的には200万円足らずでそういう訴訟が起こされた。しかし、受ける側の武雄市は4,400万円とかですね。市長は1億3,000万円をきのうから26回あなた言っていますよ、26回。随分熱心なもんだと思いますよ。それは別として、1億3,000万円かかるということを出しておる、認識の問題だと思いますけれども、それはそれとして、ずっとチェックしてみたら、ことごとに1億3,000万円が出てまいります。問題は……

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、簡単に質問をお願いします。

○24番（谷口攝久君）（続）

なぜ私がそう言うたかということ、予断と偏見を持って、そういうものについての論議はできないから、あえてそれについてはきちっとした数字を言ってほしいということをお願いしたいから、あえて聞いているわけですよ。はっきりして申し上げて、例えば、当初の訴訟費用、弁護士さんに依頼し、あるいは準備書面とか、あるいは答弁書をつくるための予算等が、結局弁護士さんに相談をして、四千何百万円かかるというのが、実際問題としては、顧問弁護士さんは専門家じゃないと。だから、ほかに弁護士さんを頼まにやいかんから、いわゆる住民訴訟専門の弁護士さんを頼まにやいかんと。そういうことであって、予算的に考えたら、そうなるということになれば、実際に、先ほど平野議員に指摘されて、いや、数字が違うとかおっしゃっていましたが、市長はきのうまでの議会の中で市の職員にそれをさせるわけいかんと。市民のほかの仕事をしんどいから、それは弁護士さんに頼まにやいかんと言いつつ、もう毎日毎日そういう訴訟の準備で疲れているということを市長は答弁しているわけですよ。そういうことからすると、整合性がないような気がしてですね。そんなら、必要な金はかけていいですよ。私は何も訴訟費用を……

○議長（牟田勝浩君）

質問の要旨をきちんと教えてください。

○24番（谷口攝久君）（続）

出すなというわけじゃないけれども、果たしてこの金額が適当かどうかについて判断するための、いわゆる数字を出してほしいと私は思います。（発言する者あり）それから——だって、あなたは聞いているけど、私はもう一遍聞いているんだよ。だから、そこをなぜそう言いたいかということ、本当に適切な訴訟費用であれば、当然、私は応訴をするとか、反訴をするなど言っているわけじゃないんですよ。裁判なら、しなきゃいかん。受けて、市民は要望を受けたらいかんけれども……

○議長（牟田勝浩君）

すみません、意見じゃなくて質疑をお願いします。

○24番（谷口攝久君）（続）

そういう問題があるから、この中で取り上げている問題をあと申し上げていきますけれども、それじゃ、4,430万円という根拠は、じゃ、弁護士さんの見積もりをとったんですか。

(発言する者あり) いや、悲しむことないんですよ。要するに、当然予算を組む前には見積もりをとるわけですよ。それは当然ですよ。私はある法曹関係の関係者の方にもお聞きしました。現状の、いわゆるそういうふうな問題についてはどういうものかということもですね。そしてまた、そのことの内容は別としましても、実際に受けて立つ側が4,000万円も1億3,000万円もかかって、訴訟を提起したほうが200万円できているというのはどういうことですかね。そういう点については、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。おわかりであればですね。

それから、2点目ですね。いわゆる答弁書とか準備書面ですね。これ實際上、問題としては、訴状を私読んでみましたら、現実問題として書いてあるのは、確かに議会で論議をしたこと、議会で議決をしたこと、それから、市長、執行部が答弁したこと、そういうものが資料としてついているんですよ。その資料はずっと見ました。それを見て、それがいわゆるそのまま結局は請求する側がそういう説明責任はないわけですから、逆にですね。今申されたように。これは住民訴訟の場合、性質が違いますから、普通の民事訴訟と違いますから、原告に説明責任がないとはおかしいですけども、立証責任はないわけですから、少しは薄いわけですから、そういう点について執行部側はどういう形で、じゃ、財政予算的にこれをつくるためには幾らかかったから、4,400万円になったかという根拠を出してほしいと私は言っているわけです。

○議長（牟田勝浩君）

それは1点目の質問と一緒にですね。

○24番（谷口攝久君）（続）

何ですか。違うじゃないですか。よう聞いてみてくださいよ。議事録を起こして聞いてくださいよ。違いますよ、1点目と2点目と。言葉は同じであっても、内容が違うわけですよ。

(発言する者あり) おかしくないですよ。(「おかしかさ」と呼ぶ者あり) 一つもわかっとらんね。(発言する者あり)

それから、弁護士の費用と、それから、いわゆる地方自治法の関係の中で実際問題としては、そういうふうな弁護士を何名するとかという場合にも、問題として出てくるのは……

(「答弁あったろうが、こういう予算に対しての。おかしかりうが」と呼ぶ者あり)

その予算の算定の根拠をどうも理解できんわけですよ。その点についてはもう一遍。

答弁によっては、あとの質問しましょう、それじゃ。

[19番「議長、議事進行」]

○議長（牟田勝浩君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）

議長にちょっとお願いですけれども、先ほどの質問の一番冒頭に、谷口議員は訴状を自分も取り寄せたと、これは金を出して取り寄せたよと、そこまでは許されるんですね。「私はこの訴状を一生懸命見て今質問をしています」と言われた。そしたら、私は一般質問の中で、その当時持っていたのは恐らく私一人だったでしょう。私はこの中身を勉強せずに質問をしましたか。その辺のところ、議長ちゃんと精査してくださいよ。私の名誉にかかわりますから。（発言する者あり）

〔12番「議長、議事進行」〕

○議長（牟田勝浩君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）

これも本当にここにいらっしゃる議員を侮辱しています。私は訴状を取り寄せずに質問をしました。まさに訴状を取り寄せてないのを、勉強していないかのように言う。これは全くの侮辱であります。このことについては議長、ぜひお計らいをお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

今、議事進行が2件入りました。このことについて精査したいと思いますし、ちょうど昼になりますので、午後1時20分まで休憩したいと思います。

休	憩	11時59分
再	開	13時18分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど出されました議事進行の件についてお答えいたします。

先ほど出されました議事進行2件につきまして、小池副議長、そして山崎議運委員長、そして上田副委員長、そして事務局、テープを起こしまして聞いて、当事者の谷口議員に発言のこれから誤解なき旨を強く申し入れしましたので、お伝えいたします。

質疑を続けます。執行部の答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

しっかり訴状を勉強された谷口攝久議員に私からお答えをいたします。

まず、議員御案内のように、この住民訴訟というのは、法律で住民の権利として担保を確認されている住民の正当な権利であります。その中に、先ほど谷口議員からありました160万円の訴訟物の価額でありますけれども、これについては、法律において規定をされているんですね。民事訴訟費用等に関する法律という中に、もう明記をしております。ですので、どなたが住民訴訟をされても、まず160万円というのは、もう規定がございます。そして、この印紙額の1万3,000円であります。この印紙額につきましても、同法によって規定をさ

れております。したがって、160万円と印紙額の1万3,000円ということは、もう法によって規定をされております。

住民訴訟というのは、そういうことなんですね。要するに訴える側というのは、監査請求を経て、その監査請求が前置条件であって、住民訴訟に入っていくと。これはもう法律によって決められております。では、なぜそしたら、私たちのほうが、武雄市役所というふうになりますけれども、4,000万円強の訴訟費用が生ずるかということについては、これは現に当該弁護士との折衝事項でありますので、これは法には規定をされておられません。あくまでも相対として決めていく。そのときの4,000万円というのは、今までの一定の社会通念上の日本弁護士会を含む一定基準によって算定をされた額でありますので、これとあれを比較するのは、それはみそもくそも一緒にするようなものだというふうに言わざるを得ません。

もう1つ申し上げると、では、これはなぜそしたらそんなにかかるのかということであった場合に、では、幾らだったらいいんでしょうか。実際、もう訴訟が起こされていて、住民の税金が1円以上ということは、それは住民の負担になります。したがって、その多寡をここで論じること自体が、私はお門違いだというふうに思っております。平野議員がおっしゃったように、いや、もっと安う済むやろうもんというようなことについては、そのこと自体が、私は不見識のきわみだというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

ほか質疑ございませんか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと私が発言する前に、みそもくそもとか、本当にみそつくり等の方々は差別用語とおっしゃるんじゃないですかね、非常に名誉毀損と、こういうことを言われるんじゃないかなろうかと思えますけれども、やはりそういう言葉の中に何度でもちゃんぽんになって出てくるのが私は今の答弁じゃなかったかという気がします。まあ、そこはいいですよ。

あえて言うのは、いわゆる今、いかにも1億何千万円もかかる、あるいは訴訟費用が四千何百万もかかるから、いかにも訴訟を起こしたほうが悪いようなイメージを与えるような論調に私は聞こえました。それは私、間違いと思います。当然、今、市長がおっしゃったように、市民として、やはり市の行政に対する、そういうものに対するきちっとした監査請求という手順を踏んで、監査委員会ではそれは却下をされた。そしたら、その次にやはり市民としては聞きたいのはどこであるか、どんなかという、初めから住民訴訟をしていないわけですから、これはもう武雄市民は見識を持ってやっていらっしやると思います。十何名の方の署名のある訴状ですからね。

ただ、問題は、私は4,000万円が多いとか高いとかいう問題を論じるのはおかしいと今答弁があったわけですがけれども、この中で考えられるのは、現実問題として、弁護士の費用等も入るんでしょう、当然だと思いますけれども、じゃあ、市民、住民の方々は、200万円、160

万円と1万3,000円のいわゆる印紙代と、そういうふうな金額でされた中に、やっぱり住民の方々がそういう訴状を作成したりなんかするには、自分たちが努力をして、弁護士の負担をかけないでやるという、そういうことがあったから、その金額になったのじゃなかろうか——類推ですよ、これは私は現場にタッチしたわけじゃございませんから。でも、そういう感じがしますけれども、4,000万円が高い、安いの問題は、今、ここに一応置くとしたしましても、本当に当然、いわゆる成功謝金まで想定して1億3,000万円もかかるかとおっしゃいますけれども、これは成功謝金とか、あるいは敗訴するとかという以前の問題じゃないかという気がするんですよ。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員……

○24番（谷口攝久君）（続）

ですから、そういう意味では市長が答弁あったからですね……

○議長（牟田勝浩君）

質問を……

○24番（谷口攝久君）（続）

それに対することを言っているわけですよ。

いずれにしても、そういうふうなことから考えたときに大事なのは、やっぱり市長は認識してもらっていますからそのことはいいですよ。住民の訴訟というが、住民の監査請求は当然の権利であり、どんどんやってもらっていいということを書いてもらっていますから、それを受けて立つほうがきちんとしたらいいわけですから、

○議長（牟田勝浩君）

質疑をお願いします。

○24番（谷口攝久君）（続）

そういうことについて私が言うのは、成功謝金の予算を組んだりなんかしてあっぎいかんということで、1億3,000万円ばかり何回も出ています。私が聞いただけでも26回出ていますから、そういうことの根拠を、どういうふうにしてそうなったのかですね。四千何百万だけを私たちが議案として論議をしているわけですから、そこらのことについてもう一遍説明してほしいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、ちょっと誤解なきよう申し上げますと、この住民訴訟そのものは、議員とこれは認識は同じですけれども、住民、市民の方の正当な権利であります。私がここで問題視したいのは、るる申し上げておりますけれども、記者会見の場に共産党の平野議員、共産党の江原

議員が、議会人でありながら同席された事実、これはNHK等で広く報道をされていて、御丁寧なことにユーチューブまで出ているんですね。私は上げとらんですよ。議会人として、私も1票の重みを痛感する選挙人であります。そういった中で、あの住民訴訟の場に同席をされて、立ち会いだったのかどうか私はわかりませんが、私は後でビデオで見ましたけれども、御自身もるる発言をされておるわけですよ。そして、江原議員におかれましては、共産党主導ということをお自分の一般質問の中で最後にお認めになられておられます。

そういう中で、私はそういったことが純粹な住民訴訟における、市民、住民の権利といさか食い違っているのではないかということをおえて申し上げている次第であります。住民訴訟そのものがおかしいとか何とかというのは、私は一言たりとも申し上げておりません。

その中で、根拠でありますけれども、これも再三再四答弁をしておりますけれども、2%プラス4%の話であります。2%は着手金、成功報酬として、その4%ということで、21億円の前代未聞の、その価額に対して6%という、今までの社会通念上の基準を当てはめているだけであります。その中で、今後調整をすることになりますけれども、我々は司法の場でも絶対に、我々の主義主張というのは認めていただくという強い信念を持っておりますので、その信念にのっとなって予算計上を1億3,000万円ということをお、私の信念として申し上げている次第であります。

ですので、そういう意味からすると、私としては、今後これだけの費用が発生するということについては、私の説明責任を持つ観点から、それはあまねく、広く市民にこれからも申し伝えてまいります。したがって、今まで1億2,000万円、3,000万円というふうに申し上げておりますけれども、きょう吉川議員の質問によって、これが高裁、最高裁に行く可能性だって十分あります。そうすれば、4億円近くの税金が市民の血税から流される可能性だってあり得るということも私は広くこれから伝えてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

最後の質問になりますけれども、今の市長の答弁の中で感じたのは、確かに私は自民党ですから、共産党ではございませんけれども、共産党の方々が、例えば、住民のそういう記者会見とか、そういうときにたまたまそこに席を同じくされておったということは、仮に、そのことは当然、住民のそういう、通常、住民の方々は訴訟の仕方とか、そういうのを御存じない人が多いですから、やはり市民のそういう意見を出す立場に立って協力されたということについては、私は当然じゃなかろうかと思えますよ。問題は、私が申し上げたいのは、市民の正当な権利としてのそういうものについては、やっぱり当然主張すべきだと。ただ、私の考え方としては、市としては、市が訴訟を受けたら、当然受けて立たにゃいかんわけです

から、それはきちんとやってほしいと。そして、市が正しかったら、正しかったということ
をきちんと市民にわかってもらうことが必要だと、そういう意味での訴訟費用を云々という
わけじゃないんです。ただ、問題は、先ほどから問題になっておりますのは……

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、その訴訟費用を云々と……

○24番（谷口攝久君）（続）

他の、いやいやいや、問題は訴訟費用の問題ですから、結局、あと1億何千万円とか、4
億かかるかとかいう話まで出ています。議案には4億円出てませんけれども、言葉として出
ていますから、私が言っているのは、そういうふうなことで市民にも、市民というのはおか
しいですね、萎縮させるような感じというのはいかがかなという気が一面……

○議長（牟田勝浩君）

質疑を、4,400万円に対する質疑をお願いいたします。

○24番（谷口攝久君）（続）

はい。それで、結局4,400万円の根拠については、もう私これ以上言いませんけれども、
問題は、住民のそういう権利というものについて理解をしてもらったほうがいいことでは
から、問題はきちんと対応してほしいと、それだけです。

もう以上です。

○議長（牟田勝浩君）

問題を対応しているかどうかの質疑ですか。

〔24番「そうです、はい」〕（発言する者あり）

〔24番「そりゃ向こうが判断すっさい」〕（発言する者あり）

もう答弁よろしいですか。今のは質疑……

〔24番「要望というが質疑でしょうもんと言うでしょう、あなたたちは」〕（発言
する者あり）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

訴訟に対して十分対応するというので今回予算を提案したということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

幾つか質問します。

この間、市長は一方では、この住民訴訟が先ほどの答弁にもありますが、住民の正当な権
利だと。まして、一般質問の中でも6番議員の質問の中でも、住民の民主主義、正当な
権利、こういう答弁をされております。私はその答弁と、今先ほど言われました4億円、市

民の血税としてこの住民訴訟に注がれると、許せないと、この整合性は何ですか。これは答弁をお願いしますね。

その上で、今、24番の谷口議員からも質問がありましたように、これはきょう傍聴もいらっしやいますので、正式にこの住民訴訟というのは、私たちが初めての課題であります。私は平成20年、御存じのとおり、6月定例議会の私の一般質問の中で、市民病院問題について、議会に対して請願を市民の権利の請願権を行使して、いわゆる議会に1万2,599名の市民の皆さんの市民病院存続を求める請願が提出をされました。ちょうど私もそういう意味では、市民の皆さんと一緒に運動の側にいましたから、たまたま一般質問の日が6月18日だったので、その約8,000名を超える人たちの署名を壇上で、この議会の中で紹介した経緯がございます。ですから、この間の市民病院問題につきましては、市長は民間移譲を進める側、私はそれは存続させる側として質問しました。運動してきました。そういう対極にあるわけですが、そういうとき、この住民訴訟という、先ほど24番谷口議員も言われましたが、損害賠償等請求事件として、訴訟物の価額、金160万円という問題、どういう意味かということ、今、市長も答弁されました。いわゆる争いになっている対象物。住民訴訟においては、金額が問題ではなくて、財政の健全性を確保する、いわゆる担保する意味から、算定不能として先ほど市長も言われました。法律で160万円とすると、こう規定されているわけですね。もうこれが住民訴訟の、いわゆる……

○議長（牟田勝浩君）

それは質疑ですか。

○26番（江原一雄君）（続）

質疑ですよ。ですから……

○議長（牟田勝浩君）

説明ですか、質疑ですか。

○26番（江原一雄君）（続）

いや、質疑です。ちょっと時間ください。

○議長（牟田勝浩君）

説明じゃないですね。質疑ですね。はい、どうぞ。

○26番（江原一雄君）（続）

質疑ですよ。ですから、この法律で160万円という争いが、この住民訴訟なんですよ。（発言する者あり）いいですか。（発言する者あり）違う違う、だから、ちょっと待ってください。費用として算定不能だから、いわゆる160万円と法律で決めているわけです。（発言する者あり）そういう中で、市長は一般論としてある、いわゆる損害賠償請求事件、民事事件、いろいろありますよね。そういう中で、私は混同するべきではないと思います。ですから、そういう今、市長が言われましたけれども、私はこの住民訴訟という意味は、いわゆ

る金銭の金額が問題ではなくて、いわゆる争いになっている課題については、二通りあるわけですから、（発言する者あり）そのところを市長に対して認識をただしているわけですよ。

○議長（牟田勝浩君）

ただしているのは質疑ではありません。（発言する者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

いや、質疑でしょうもん。

○議長（牟田勝浩君）

質疑にしてください。

○26番（江原一雄君）（続）

だから、私は……

○議長（牟田勝浩君）

姿勢をただすのは質疑ではありません。

○26番（江原一雄君）（続）

議長、それは委託料として4,430万円……

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員、姿勢をただすんじゃなくて、質疑をお願いします。

○26番（江原一雄君）（続）

いや、だから、4,430万円の算定の根拠について疑義があるから質問しているんですよ。（「そんないそがん言うぎよかた」と呼ぶ者あり）いや、言っているじゃないですか。（「けんかはやめてください」「おいの一般質問のとき何て言うた、江原さんは」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

簡潔な質疑をお願いします。

○26番（江原一雄君）（続）

いや、だから、議長がこういうふうに私の質疑をとめるから。（発言する者あり）（「わからんぞ。質問は、はっきり言うてよ」「58号議案に対する質疑やろもん」と呼ぶ者あり）いや、だから、ちゃんと質問しているのに、議長もとめるでしょ。

○議長（牟田勝浩君）

さっきの、江原議員、26番江原議員、姿勢を問いかけているとおっしゃいましたけれども、質疑ですから、姿勢を問いかけるんじゃなくて、質疑のほうをお願いしますというふうにお願ひしました。

○26番（江原一雄君）（続）

いや、だから、議長ね、4,430万円の根拠のことをただしているわけでしょう。

○議長（牟田勝浩君）

ただしていたと。

○26番（江原一雄君）（続）

質疑でしょ。

○議長（牟田勝浩君）

はい、質疑をお願いします。

○26番（江原一雄君）（続）

質問し、ただすですよ、疑問を。

○議長（牟田勝浩君）

質疑をお願いいたします。（「討論」と呼ぶ者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

いや、討論ではないですから、だから。

○議長（牟田勝浩君）

はい。

○26番（江原一雄君）（続）

市長の答弁に対して、今、24番議員の質問とあわせて、訴訟物の価額について質問し、その答弁がありましたし、その問題について私も質疑をしているわけですから、何ら間違っていないよ。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

質疑を続けてください。

○26番（江原一雄君）（続）

議長、整理してくださいよ。

○議長（牟田勝浩君）

質疑を続けてください。

○26番（江原一雄君）（続）

じゃ、もう一回言いますよ。

だから、市長は先ほど言われたように住民訴訟の争いというのは、対象物になっているのは、いわゆる金額が問題ではなくて、財政の健全性を確保するということで、算定不能ということで160万円と設定されているんですよ。ここを押さえないと、いわゆる市長が言っている1億3,000万円とか、あるいは例えば、4,430万円のこの弁護士委託料は、私は法外に高いと思っております。私はこれはだから、それでは私はこの金額については反対です。（発言する者あり）だから……

○議長（牟田勝浩君）

江原議員、（発言する者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

だから、そういう意味で私が今言いましたように、住民訴訟の対象物についての認識は、こういうふうに二通りあるということについての市長の答弁を求めます。

○議長（牟田勝浩君）

答弁大丈夫ですか。樋渡市長（「予算議案ばい」と呼ぶ者あり）

○樋渡市長〔登壇〕

質問を聞いていて悲しくなりましたね。本当に160万円の価額、これは訴訟物の価額であります。そして、印紙代の1万3,000円、これが別に争われているわけじゃないんですよ。争われているのは21億円で損害が与えられていると、これが私たちの根拠になるわけです。160万円と1万3,000円が算定根拠になるというのはナンセンスだ、私はそのように感じております。

その上であえて申し上げますと、先ほどまた再三お認めいただきましたけれども、住民訴訟は私たちの課題とおっしゃいました。住民訴訟の課題というのは、あくまでも市民、純粋な市民、市民団体がそのようにおっしゃるのでわかるんですけども、いつも一般質問で冒頭に共産党の江原何がしと、こうおっしゃいますけれども、これはあなたたちの課題なんではないでしょうか。それが、逆に混乱されているじゃないですか。だから、先ほど再三答弁をしておりますように、その4,400万円強の算定根拠というのは、21億円という、私にとっては前代未聞の訴訟の金額、それを算定して、2%が弁護士料の着手金、4%が勝訴の場合の報酬金ということで、一般的な社会ルールにのっとって私たちは価格を出しているわけです。その価格にのっとって、前後30%になるんでしょうか。これよりふえる可能性だってあるわけです。それをまた、当該弁護士と今後相対で調整をすると、再三再四答弁をいたしておりますので、ぜひ御留意あそばされたい、このように感じております。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

私は今、市長、私と言ったから、何かそれは私も逃げも隠れもしませんよ。共産党の公認の議員として市民の負託を受けて当選させていただいてこの場におけるわけですから、別に、議員ではありますけれども、この間、市民の皆さんも御存じのとおりです。

質疑しますけれども、1億3,000万円、いわゆる4,430万円の根拠を私はただしておるわけですから。

〔傍聴席より発言する者あり〕

だから、4,430万円が不当だと。だから……

〔傍聴席より発言する者あり〕（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

何で傍聴席がしゃべるんですか、これだけ。

○議長（牟田勝浩君）

傍聴者の発言は認められておりません。26番続けてください、質疑を続けてください。

○26番（江原一雄君）（続）

私はそういう意味では、この見積もりをとるとか、先ほど平野議員からも質問がありましたけれども、4,430万円はあくまでも賠償請求の2%と言われていていますね、4,430万円が。で、今から交渉すると。じゃあ、どれだけ弁護士に対して引き下げを、それより上がると思っているんですか。それとも下げようと思われているんですか、いかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

大変恐縮ながら、これは再三再四答弁をしております。特に、私の答弁については、一番肯定力のある答弁となりますので、繰り返し申し上げるのは、もうこれを最後にしたいんですけれども、あくまでも4,400万円強の算定根拠というのは、21億円強の2%が着手金、この4%というのは成功報酬金ということで、私は議会で1億3,000万円というふうに申し上げている次第であります。

そして、この4,400万円というのは、貴重な市民の血税なんですね。それをやっぱりそれから上げるのか下げるのかというのは、きょうたくさん傍聴の方がお見えになっておりますけれども、不見識だと思うんですよ。1円たりとも市民の税金だと思うんですね。もう皆さん、そのお気持ちだと思います。

そこで、その4,400万円を基準にして、あえて申し上げるとするならば、私は、私を訴えてほしい。もう市民がかわいそうです、本当に。私を訴えてほしいんですよ。もうこれで、この4,400万円で、恐らく1億3,000万円で、もうずうっといくと4億円かかるかもしれない。これが6年、10年にかかって、私たちが本当に必要な事業というのが、市民の皆さんたちに本当に必要な事業というのが滞ってしまうことになるわけですよ。ですので、4,400万円が高いか安い、不当か正当化と申し上げる前に、やはり一議員として、それはもう私を訴えてください。

その思いで答弁に戻りますと、その4,400万円というのは、私たちは、社会通念にのっとなって、弁護士会であるとか、日本弁護士会であるとか、大阪弁護士会のいろんな基準にのっとなって算定価格を出している。そして、今回非常にこの価格で難しかったのは、これも先ほど申し上げたように、もともと21億円という前代未聞の額が出てきておりますので、通常の、いわゆる一般的な住民訴訟とは大分意を異にしています。

さらに申し上げますと、わざわざ記者会見の場で平野議員、江原議員が資料を持って、何か声高に主張をされている。これについても、もう何か立ち会いとか、そういうたまたまという次元を超して、もう何か、私からすれば、党利党略ではないかというふうに思う。ですの

で、そういった意味で、これは市民の方々に申しあげているのではありません。同じ選挙人として、ぜひこの思いを共有していただければありがたい、このように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

質疑を続けます。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

聞きよって、情けのうなるですね。

まず、整理をしてみたいと思いますけれども、最初の住民監査は何だったのかということですね。これもいろいろ問題ありました。しかし、そのときには金額はなかったんですよ。市長は先ほど前置主義と言いましたけれども、変わっているんですよ、この訴訟されたのが。ここで初めて20億円という金が出てきた。じゃあ、これで動きますからね、裁判は。もしここに20億円なかったら、この4,000万円の話はなかったんですよ。当然議員なら知っていることですよ、常識ですからね。だから、私はびっくりしたんですよけれども、先ほど隣の松尾議員から見せていただきましたけれども、市長が言うように、平野議員と江原議員が載ってるですね。

数々の答弁を聞きながら、今までほんなことやろうかなと思ったです。半信半疑なところもありました。というのは、3月議会で私は、医療機器について、ここで報告をしました。市民の皆さん方の医療を守るためには、池友会と話すときに池友会と話せば、池友会は必ず新しい病院が建つまでは機械は使わんと言うと思うた。だから、委員会の中で、医療機械については、新しく病院ができるまで無償貸与して医療を続けようじゃないかと話をしたら、皆さん、全員一致してそれを決めたんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その決めた人が、その文言を訴訟内容に入れとる。訴訟内容に入っとっですよ。自分で自分を訴えるのと一緒にじゃないですか。

こういう状況を先ほど市長は、何ですか、弁護士料は取られん、そう言われましたね。確かに正式な住民訴訟であれば、それは住民の皆さんを守るためですからね、法律というのは。だから、そこに対して弁護士料を払えということとはできないでしょう。しかし、これを知り過ぎて、自分が医療機器を無償貸与した、その半ば本人でありながら、22億円と書いて、多大な1億3,000万円を損させるような、そういう考え、よしんばしたとすれば、これは私は請求範囲に入ると思いますよ。損害賠償対象に入りますよ。

ということで質疑しますけれども、なぜかといえば、議会、市長はどのような考えで議会と相対されておるか知りませんけれども、議会というのは、市長よく言われますけれども、自治体の最終決定権はどこですか。自治体の最終決定権は議会なんですよ。私、再々言いますように、うちの5歳の孫でも守りますよ。質問しますけれども、それを医療機器を無償で貸与してでも、それは新しく病院にかかわるときは新しい価格で交渉するけれども、それまでは武雄市民の皆さんのために医療を続けようということで、じゃあ巨樹の会に貸すから医

療を続けてくれということで、みんな一致して26人——当時何人やったですかね、30人ですかね——一致して決めたことなんですよね。それが訴状に入っているということは、それを指導したとなれば、これはやっぱり損害賠償の対象に当たると思いますけれども、いかがお考えでしょうか、お伺いします。（発言する者あり）あなたたちも意見言うたやんね。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

民法第709条に、不法行為による損害賠償という規定があります。この中に「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と書いてありますので、一般論です。これを知り得る立場において、それを知り得る立場を行使して議決をするといった方については、これは一般の市民と違って、私としては、損害賠償の対象に十分なり得ると、一般論としてはあり得るというふうに思っております。これは個別論で申し上げているわけではありません。民法上で、このように規定されておりますので、民法上の解釈を申し上げたにすぎません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

やっぱり質疑は少し意見入りますよね。（発言する者あり）常識でしょう。

○議長（牟田勝浩君）

できるだけ簡潔にお願いします。

○23番（黒岩幸生君）（続）

いや、だから、最初言うたでしょう。ね、議長ね。私は意見入れませんよ。私は意見を入れません。

市長、自治法第96条、議会の議決であるんですよね。これもたびたび言います。例えば、今度の場合、例えばの話で恐縮ですけども、新聞に出されている中で、ベッド1億3,000万円ですか、13億円か、ベッドは別としても医療機器でしょう。それに土地代、建物でしょう。もしこれを例えば、市長が、前ずっと紹介しましたね。ただで譲ったらどうだろうかと、議会に出した場合、議会が修正して9億円取れとなった場合、市長は罰せられるんですか。

（「質疑ですか」と呼ぶ者あり）聞いてないですよ。そういうことになるんですよね。だから、議員が同席したということは、物すごく大きいんですよ。（発言する者あり）おれんときは言わせるてばい。

○議長（牟田勝浩君）

余り長くなるととめます。

○23番（黒岩幸生君）（続）

ね、議長ね、市長ね。（「私んときは」と呼ぶ者あり）おれがとめてない。（発言する者あり）だから、大事なところは、議決は、96条をもう一回言いますけれども、賛否ありますよ。何でもあります。賛否があつて、そして、決まったら、決まったところで守る、それが議会の意思である。だから、市長は守らなければならないという義務があるわけですね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）だから、市長は決定権はないんですよ。それを決定したら、ワンマンという話でね。だから、そういう議会がある中で、それは出されたということは、先ほど繰り返しますけれども、そういう知り抜いた人は、指導はされていないと言うけど、再三指導したと言われますので、もしそういうことになれば、医療機器を無償で貸しとって、自分も賛成しとって、それがけしからんと言うて訴えられた場合、市長はどのような考えでしょうか、お伺いします。（発言する者あり）あんたたちが言いよるけん言いようたいね。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私のほうからは、予算議案として4,400万円のことを計上されておりますので、その延長線上で申し上げますと、やはりそれは、もともとの淵源が、私は議決にあると思っております。その市民病院の民間移譲を初めとして、例えば、3億9,000万円で、その当時、巨樹の会、池友会に重疊的債務でお渡しをしたといったところからすると、決められたとおりに私たちはその執行権を行使をしてきたと。これは一般論です。その議会の構成員の1人が、今度は訴える立場に入っているということは、二律背反だと私は思います。一般論で言うと、その議決権に行使をしている人間が、その訴えの側に入っていくというのは、私も黒岩議員と同じで、自分で自分を訴えているというふうに思っております。あくまでも4,400万円のことを基準として申し上げますと、さらに言うと、これは市民が訴えられるのと私は同じだと思います、議員がそこに入っているということは。

ですので、私は勝っても負けても4,000万円というのは、市民の貴重な血税であると思っておりますので、この4,400万円を基準にして申し上げますと、私は今回の議決権ということと、損害賠償請求権という関係については、いまだ私の中では頭の整理ができておりません。

以上です。

〔23番「議長、最後。あと1点だけお願いします。議長」〕

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

もしもと言ったら怒られますけれども、これに金額が入っていなかった場合、20億円、そ

したら弁護士料は変わりますか。それとも、どれだけ——ま、想定でいいですけども、どれくらいになるとお思いでしょうか。

あるいはまた、先ほど平野議員の話では、県などもよく訴えられているという話を聞きましたけれども、こういう高額なことを請求の住民訴訟はあっているのか、それとも繰り返しますけれども、これは20億じゃなくて、やり方が悪いよというためだけの訴訟であれば、金額は大きく変わると思いますけど、そこはどうでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁を申し上げます。

まず、これは仮定の話だということで一般論として申し上げますと、通常このような住民訴訟においては2通りあります。1つは、黒塗りのまま出てくるという、額を示さない、これは額不明のパターンであるというのがAパターン。それとBパターンとして、済みません、大体私が知る限りでも100万円とか150万円なんですね。それから、算定の額が、弁護士費用等がかかります。そのパーセンテージが加わります。これは額によってパーセンテージが異なりますので、るるは申し上げませんが、もともとその100万円とか150万円のパーセンテージで入っていく。黒塗りの場合は、一般的な通念として大体これぐらいだろうということにありますので、これは広く住民訴訟が行われている状態からすると、私としては、一般論ですけども、こんな多額の額は出さなくてよかったというふうに思っております。あくまでも21億円というのが、やっぱり基準になります。しかし、再三申し上げており、このような事案で21億円というのは私は聞いたことがありません。前代未聞であります。ですので、そこからやっぱり額をはじかざるを得ないということについては、本当に心苦しく思っております。前例のない話でありますので、ぜひ——もう遅いと思います。ですが、共産党の平野議員と江原議員、記者会見に同席されて、るるお話をされておりましたけれども、そういったこともやっぱり議会人として勘案しながら、やっぱり御指導を進めていただくことができたのではなかろうかと思っております。

もとより住民訴訟というのは、住民固有の不偏の権利であります。憲法に規定された権利でありますので、それを私はないがしろにするつもりはありません。その思いで私はそういったかわり方ができたのではないのかなと、同じ政治家として思う次第でございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員。

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

市長は、今答弁にありますように、この4,430万円の支出せざるを得ない根拠を言われま

したと同時に、私は先ほども質疑で言いましたけれども、4,430万円という金額ではなくて、いわゆる市として対応するなら、それは先ほど申しましたように、住民訴訟の金額として、それは余りにも高額だと。だから、そのための（発言する者あり）——一方で、私はこの憲法の16条にあります、請願権第16条「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」、これは国民の、いわゆる請願権を本当に保障し、尊重し、そしてまた、この請願をした国民に対して、そうした差別待遇を受けないという、そうした守りの条項であります。それに基づいて、地方自治法として、いわゆる法律ができて、その242条の第2項に基づいて、住民監査請求及び住民訴訟の規定として、これを今市長も完全にルール、認められました。そういうルールと同時に、私ども、私がか今、市長言われましたけれども、御存じのとおり、もう市長もこの2年、数年、2年半、約3年の間に、いわゆる明るい武雄市をつくる市民の会という政治団体もあります。私は明々白々、その会員の一人でもあります。ですから、その市民の皆さんの思いと同時に、議員という立場で議会に、もちろん議決にも参加しました。と同時に、その議決をするということは、議会の総意として、議決は、もちろん議決権としてありますから、そこに参加して、賛成、反対議決します。でも、議決したことによって、それがすべて拘束されると市長は言われていますけれども、それは、いわゆる一市民として、一国民として、それが言論として、さまざまな形で保障されているわけです。

市長が一般質問の中で言いました。市長はブログで表現の自由だと言われました。市長は、いわゆる共産党主導の住民監査請求だと。でも、その書いた言葉、表現の自由だと言われました。私も、それは市長は居直りといいますか、本当にそういう表現をされました。それを裏を返せば、議会の議決権というのは、それは認めますよ。と同時に、それがすべて日常の政治活動に拘束されるということはないんですよ。一市民として、政治活動というのは、紛れもなく保障されているのが、これは認めるべきじゃないですか。

○議長（牟田勝浩君）

それが質疑ですか。

○26番（江原一雄君）（続）

だから、そういう立場で、この4,430万円は、私は今、見積もりもしていない。要は予算が可決しなければ、いわゆる交渉もできないという答弁をされてきました。ですから、この間、住民訴訟というのは、あちこちさまざま全国いろいろあります。（発言する者あり）だから、そういう意味で、これから交渉するというわけですから、いわゆる原告側の代理人の着手金は100万円ということであります。私はそういう住民訴訟に対応するという意味では、執行側として、そういう対応を市民に負担をかけるというなら、やはり1円たりともかけたくないという市長の思いは、2%の基準とか4%の基準ではなくて、市民負担がかからない

ように公表するべきではないですか。（発言する者あり）その意見を求めたいと思いますよ。

（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

今のは4,430万円の、それが価値があるかという質問ですか。樋渡市長（発言する者あり）

○樋渡市長〔登壇〕

再三再四申し上げておりますけれども、私たちは一般的な社会的通念として、21億円余という前代未聞の巨額な訴訟費用からして、その2%ということで今回の弁護士着手料等を計上しております。あわせて、私はよく1,300万円と言っておりますけれども、（発言する者あり）1億3,000万円と申し上げておりますけれども、それはプラス4%の成功報酬として申し上げている次第であります。したがって、4,400万円の算定根拠は、ここにあります。21億円の中で決めている。それを当時者の一人が、もっと安くしろということ自体がナンセンスかつお門違いだと思うんですよね。私、ちょっとやっぱり信じられんですよ、本当に。

例えば、これを一般の方が言われるというんだったら、私もわからないでもありません。しかし、議決に参加をし、議会人ともあろう方が、そういったことをもっと安く交渉しろということについてはどうなんでしょうかね、皆さん。もともとの事柄の淵源がある方が、そういったことを——お認めいただいていますからね、一般質問でも、先ほどの質問でもね。それを4,400万円の私たちが根拠で申し上げていることがおかしいということだったらまだしも——それは言えると思います、言論の自由ですから。しかし、それを下げなさいと。

そしたら、あれでしょうか、住民訴訟をばかにしていますよ。それだったら、1円でもいいんでしょうか。市民の貴重な血税ですよ、その観点で言うと。（発言する者あり）ですので、あえて申し上げますと、（発言する者あり）聞いてください、あえて申し上げますと、4,400万円の額で、算定根拠については、もうるる答弁しております。それについて、いい、悪いというものはあるでしょう。しかし、それについてそれが高過ぎると。しかも、その構成要員の議員が言うということについては、私は激しい憤りを感じております。それは住民訴訟を逆の面から言うとはかにしているというふうには言わざるを得ません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

6番松尾議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

日程第11. 第58号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算ですので、今後、当該委員会付託省略の採決に入って行くわけですね。私としては、血税ですので、1円でも出したくないという立場ですよ。金額の問題、それは当然予算ですから、高い安いという部分がありま

すけれども、私は一般財源の血税ですから1円でも出したくないという、ただ、そこで採決をしなきゃいかんという部分の中で、今後、原告側への取り下げをさせることが可能かどうか、その後ですね。ちょっとその点だけ1点確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

一般論として申し上げますと、私たちは訴えられている側なんですね。市役所が訴えられておりますので、その訴えられる側から、その取り下げ云々ということについてコメントすることについてはできません。差し控えさせていただきます。あくまでも、これは住民訴訟という崇高かつ誠実な権利でありますので、私、お気持ちはお気持ちとして、私たちとしては、そういうことについてコメントする見識も権限もございません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は、所管の常任委員会の付託を省略いたします。

第58号議案に対する討論を開始します。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

議題となっております一般会計補正予算、住民訴訟の弁護士委託料4,430万円の支出に反対の立場で討論を申し上げたいと思えます。（発言する者あり）え、何か間違うたですか。

反対の第1に、4,430万円の弁護士委託料は、市長も1円も支出したくない途方もない金額だと言われております。そういう立場に立つならば、私は原告代理人の着手金は100万円と聞いております。余りにも違いがあるではありませんか。市長の弁護士委託料は、私は大盤振る舞いだと言わざるを得ません。市民に負担をかけると言うなら、私はこの金額は、先ほども言いましたけれども、住民訴訟という訴訟のいきさつから言いましても、余りにも途方もない金額ではないですか。

2点目に、この議会での一般質問等の答弁を聞いていまして、住民訴訟を進める市民に対しての、いわゆる一方では職員は対応できない、させることはできないと言われながら、一

方では準備書面に職員が割かれている、こう言われています。一体どちらでしょうか。

私は、例えば、よき、悪しにしろ、問題は今問われておりますように、この補正予算を議会が否決すればいいのであります。（発言する者あり）

鹿児島県の阿久根市は、市長の市政に対して、議会が弁護士委託料を否決したわけであります。だから、いわゆる住民訴訟の、この市の、訴えられている側の市として対応できるわけであります。それが一つの方策として十分耐えられると思います。

そういう中で市長は、ブログにも書かれておりますけれども、訴状の中の第1、第2、第3のいわゆる損害賠償の訴訟の訴状がありますけれども、それに対してもちゃんとブログで丁寧に書かれております、反論を。私は、そういう意味ではこの間、市民病院移譲の問題について、経緯を裁判所である市長が申し上げられれば、裁判長、聞くんではないでしょうか。そういう意味では、住民訴訟の役割というのは、紛れもなく、市長がこれだけ高額な弁護士委託料、予算計上する必要はないんですよ。それぐらいにこの住民訴訟の費用については、私は本当に市長は大盤振る舞いだと思います。

でなければ、この問題について、問題の事の発端は、皆さん御存じのとおり、平成20年5月30日に特別条例を提案されました。そこに起因するのではありませんか。平成19年12月に、地元医師会の市民病院を存続する要望書が提出されました。あるいは平成20年12月20日に行政問題専門審議会が医療、知見のある人たちを入れて、行政問題専門審議会をつくってほしいという答申をされたではありませんか。そういう意味で私は、こういう行為を市長が全く耳をかさなかった。また、平成20年の6月定例議会で、市民が市民病院存続を求める請願に対しても、何ら耳をかさそうとしなく否決したではありませんか。

ですから、市民の皆さんが——この憲法第16条、申し上げました。請願権について、るる申し上げました。国民、市民がそうした憲法と地方自治法等の趣旨に基づいて請願権を行使し、また、住民監査請求の権利を行使し、その答申に基づいて住民訴訟を提起されている。何も共産党主導でもなければ、私は市民の皆さんのこの運動の中の一員として参加しながら、みんなで議論をし、みんなで取り組んでまいった次第であります。私はそこに市民の皆さんの思いが、この住民訴訟として進んでいるということを声を大にして申し上げたいと思います。

市長自身も答弁したように、民主主義のルールだ、法に基づいて取り組まれている行為だと率直に認めているではありませんか。住民の正当な権利として認めているではありませんか。そう言うならば、いわゆる先ほど吉川議員は、1審、2審、3審で4億円もかかる。まさに市民の皆さんを扇動する多額の費用がかかると言ってあおっているその姿、私は許せません。（発言する者あり）私は今回の住民訴訟で、本当に市民の立場でそれぞれの訴訟の中で意見が表明されていくでしょう。私はそうしたその意見に注目もし、私たちがここで議会で議論しただけでなくて、本当に市民病院存続を願う市民の皆さんの思いで事が進んでいる。

その思いに共鳴し、この4,430万円の弁護士委託料、反対するものであります。

以上です。（「だいもあおっとらんぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

私は今回の予算議案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本当は賛成したくないんです。市民の血税を使うんですよ。しかし、この訴訟をされたのを市の職員がして、果たしてできるんでしょうか。まず、無理なんです。今の職員が一生懸命されているのは、四千四百何がしかの予算はまだついていないんです。しかし、7月9日に、先はもう決まっているんです。ならばということで、市の職員が今、日夜頑張っておられます。そういう中で、先ほどからもいろいろなことを聞いているんですよ。4,300万円、おかしいんじゃないか。4,400万円はおかしいんじゃないか。1億3,000万円はおかしいんじゃないか。

平野議員は何と言われましたか。平野議員はひよっとしたら安くなるかもわからんよと言われたよ。1億3,000万円が、ひよっとしたら安くなるんじゃないかと言われました。ということは、ひよっとすぎ30%の幅があるということですので高くなる可能性だってあるんです。

先ほどからいろいろ聞いておたてですけど、これは平成16年4月1日に弁護士さんの費用、報酬基準が変わっているんですね。それで3億円以上、超える損害賠償請求ですか、それが着手金が2%で、成功報酬が4%、標準報酬とされるということなんですね。その中で、この1億3,000万円というのは算定されている。そして、その中で四千四百何万かの金が算定をされている。

そういう中で、本当に先ほどの吉川議員のお話じゃないですけども、最高裁まで行ったら、これはどうなるのかと心配します。そいぎせんぎよかろうもんという話のあったですね、江原議員のさっきの。もしこれをやらないで、そのまま1年間通したら、そういう中で計算ばちょっとしたとよ。そのまま通すと言ったらどうなるかということ、年間で1億806万526円払わんばいかん。1年間、それは何か。利子ばつけれと書いてある。年5歩の割合による支払いばせんばいかん。

この訴状、さっきの谷口議員もおっしゃいましたけれども、ちゃんと金出して払うとっけん間違いなかですけども、訴状の中に書いてある。年に1億円以上金ば払いなさい。そのままほたっておったら、そりゃ幾らになるかわからんわけですよ。それを市民の血税で果たして使っているものか、（発言する者あり）て、言いよんさつです。結審してやなからんばわからん、勝つか負けるかわからんですと言いよんさつですけども、そりゃそがんでしょう。しかし、金が要るのは事実なんです。（発言する者あり）あなたに言っているんじゃない

いんですよ。あなたさっき討論したじゃないですか、反対討論を。だから、私は賛成の立場で言っているんですよ。あなたからいろいろ言われる筋合いは何にもないんですよ。静かにしてください。

あなたがですよ——そしたら言わせていただきますけれども、江原議員はですね、私は一般質問で言いました。自分たちの主導じゃないと言われた、さっきここで。ところが、日本共産党に信頼と期待を寄せていただいているあかしであります。憲法と地方自治法に基づいて、住民監査請求や住民訴訟、今後とも奮闘することを決意申し上げ、私の一般質問を終わりますと結んであります。おかしいですよ。あなたたち主導でしょう。

そういうことで、なぜここまでして市民の血税を使わなければいけないかということなんです。だけど、これを受けるには、4,400万円の金が必要のわけ。本当に市民の皆さん方には申しわけなく思っております。心からこれは謝らなければいけない、そう思いつつも、この裁判のためにはどうしてもこの金が必要ということをお含みおきをいただきまして、議員各位の賛成の同意をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

58号議案に対して反対の立場から討論いたします。

私の一般質問初日の、あるいはきのうまでの4日間の一般質問、きょうの議案質疑、もう市長の答弁を聞いていますと、まさに言いたい放題ですね。特に私に対しては不見識だと、不見識のきわみだと。あるいはナンセンスだとか、あるいは市長のブログを見ますと理不尽だと、一々返事せんでいいですよ。議長、制止せんね。本当に言いたい放題ですよ。こういうことは許されるのかと。

もう1つは、こういう言いたい放題の中身を見ますと、本当に憲法で定められている基本的な人権、これを本当にあなたわかっているんですか。というのは、さっきもありましたけど、行政事件訴訟法の第5条、「選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するもの」とある。先ほど来、ずうっと意見を聞いていますと、当事者という言葉で、残念ながら住民監査請求の請求人に私なられていませんので、この訴訟の原告にはなれないんですよ、この法の規制にかかる。住民訴訟から、住民訴訟の前の住民監査請求から棄却されましたので、残された道は住民訴訟と。これはちゃんと市長、認めておるでしょう。民主的なルールだと。今、ひとり言みたいにもう記者会見、記者会見と言っていますけれどもね、さっき黒岩議員の質問の中にも26名で決めたじゃないかと、確かに予算審議の中で、例えば、先ほど指摘があった2億900万円の医療機器の無償貸与、これは予算審議でありましたよね。これは議決にかかって賛成、反対、賛成多数でこれは通りました。しかし、一般質問でも言いましたけれども、武雄市民病院資産無償貸与契約書締結、これは平成22年

1月29日、予算審議はしましたけれども、こういった無償貸し付けという大事な問題では、契約書そのものは議会に提示されていない。提示する必要ないというんでしょう。しかし、本当に議会で決めたんだ、こういう契約内容ですと、そういうことは一切契約書そのものは議会に出されていない。ひとり言が多いな、本当に。

もう1つ、記者会見に同席したということで、この4日間、きょうも入れたら5日間、もう徹底してそのことは言語道断——言語道断じゃないですね、議会人として許せないと。しかし、議会人として許せないという問題は、じゃあ、私自身の、同席したのは私と、それから、江原議員と2人ですけども、議員としてはね。しかし、同席したことが許せないというのであれば、それは政治信条に基づく政治活動、憲法に定められた基本的人権、これを認めないということになりますよ。

ですから、結局、議会の多数を得て、賛成多数で決められた、無償貸与にしろ、5月30日の条例にしろ。こういうことを見ますと、全部従えと。反対した議員も従えと。議会の議決権というのは議会の意思決定機関ですよ。しかし、これはわかるんですけども、26名で決めたと言いますが、これも賛成多数ですよ。ましてや、今年の5月30日に市民病院を無償で譲渡することもできる、無償で貸与することもできる、そして時価よりも安く譲渡することもできる。そして、貸与することもできる。この条例が2年前の5月30日のここで、大変な傍聴者の前で論議を交わしましたよね、夜の9時過ぎまでかかったでしょう。その条例を根拠にして、すべて市長が議会に提案をしてこられたということを考えますと、今日の事態、そういうこの3年間、あるいはさかのぼって平成18年までいきますと、3年を超える、約4年間と言っていいんでしょうか。市長が、いわば構造改革路線、これに基づいて官から民へと、そして民間移譲と。初めて福岡の和白病院との接触を認めたのが平成18年の12月でしょう。それまでに水面下で動きよったわけでしょう。しかし、市民病院の土地建物はもちろん市民の財産ですよ。あるいは国立病院を引き受けて、そして地域医療を充実させてきたと、これもいわば市民の財産と言えますよ、質的にはね。（発言する者あり）あなたわからんでそがんこと言うちやいかんよ。国立病院を引き受ける最後の段階では、執行部から頼まれてきたのは、少なくとも2分の1以上の職員を残してほしいという要請をされていますよ。そして何回アンケートをとったですか。そして、市民の世論として、武雄市民も総合病院が欲しいと、引き受けるからには有利に展開しようと、あなた余計な野次飛ばすから言わざる得ませんよ。（発言する者あり）静かに聞きゃよかると、市長もほら言うなて言いよっじゃないですか、ほら。

ですから、事の発端というのは、だれがこれをしかけたのかと。市民病院の民間移譲、正式に議会に示したのは平成20年5月20日ですよ。ずっと時系列で見ますとね。平成20年5月20日の全員協議会、ここで初めて市長が正式に民間移譲したいと、正式にはね。水面下ではもっと前からやりよったでしょう。しかし、国立病院から市民病院を引き受けて10年間、地

域医療に貢献してきたこの市民病院を守ろうという運動が起こるのは当然のことでしょう。市民病院の存続の側に私は立っておるわけですからね。ですから、事の発端というのは、市長の民間移譲、これに端を発して、この3年間、市民の中でもリコールが起こり、これも市長は理不尽だとか、リコールが理不尽だとか、あるいはその当時監査請求した1万、何千人やったかね、すべてそういう住民運動が理不尽であってみたい、すべてそういう住民運動が共産党主導ということであってみたい、何を根拠にあんなそういうこと言っているんですか。

ですから、事の発端というのは、そういうことにあるんだということをきちんと明確にしておきたいというふうに思います。結局、構造改革路線を1回ここで一般質問でやったときに、認めましたよ、官から民へということは。民間ができることは民間に頼むと。だって、武雄市民病院から医師が引き揚げていったのは、あなたが民間移譲という方針を出したからですよ、あえて言っときますと。それ以来、ずうっとこの問題は市民の間でも論議がされているところです。

58号の4,430万円に関しては、質疑の中で8点にわたって言いましたけれども、さっき江原議員も質問しましたけれども、これは初めて追加議案としてこういうことを考えていると言ったのは、4日の議会運営委員会ですよ。初めて4,430万円という話を私も聞きました。聞いて、えーっと驚いて、そのことを笑うたとか、笑うなという休憩時間のことですからね、あなたが言ったのは。

ま、それはいいとしましても、そのときの説明によると、最上限で予算を計上すると。それから、まだ交渉していないと。平成16年までの日弁連の基準の2%と4%を勘案して、いわゆる裁判の着手料、着手金、弁護士の手当、そして最上限の4,430万円を58号議案として今回出ているわけでしょう。そういうことなどを考えてみますと、先ほど言いましたように、委託契約の中身、質問者に全然答弁あつとらんでしょう。そういったことを明確にして、4,430万円の、先ほど市長がこの件に関して答弁したのは、4,330万円は着手料だと、100万円が弁護士費用だと、この答弁、間違っていないですね。ここで答弁されたわけですからね。4,330万円の着手料の中身は何なのかと、このことについては、きちんとした答弁はあっていませんよ。

そういったことを考えていきますと、この4,430万円は、そういった意味での中身がよく見えてこないということと、これを引き起こしたもともとの原因、ここに行き着かざるを得ないということなどを提起して、お聞きしたいと思います。

もう1つの記者会見の問題で何度も言われますけれどもね、これは憲法に定められた議員であろうと、国民であろうと、政治活動の自由、政党支持の自由、結社の自由、思想信条の自由、戦前弾圧された歴史があるだけに、本当に誇れる内容ですよ。そういったことなども含めて、記者会見に同席したことは、えらい、20回近く、20回と言わんかもしれんね。そういうことで、僕も続くんだろうかなと思って心配していますけれども、そういう基本的な人

権をきちんと理解していただきたいということと、もう1つはこの住民訴訟を敵視することによって、国民の言論封殺、住民自治を否定する、そういうことにつながりかねないということなどを指摘をして、58号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

全く悲しくなりますね。この1億3,000万円かかるかわからない訴訟。根拠は訴訟を起こされたから要るんですよ。（発言する者あり）単純な話です。それも平野議員は十二分にわかって言われたと思いますけれども、あなたたちが金額を書いたからなんですよ。それが根拠なんですよ、弁護士に必要なね。それを持って交渉に行かなければ幾らかかるかわからぬのに金持たんで行くばかはおらんでしょう。あなたたちはちゃんぼん食いやい行くときは、幾らぐらいかかるだろうと財布を見ていきますね。当然のことじゃないですか。

だからね、私は本当言うて、これには、ここに立つのは反対討論ですよ。先ほども言いますように、住民監査のときには責任問題だった。なぜ、それが住民訴訟になった途端、金額入ってきたかということなんですよ、22億円ですか。それが入ったことによって、法的にはそうになっていくんですよ。それは今後交渉ありましょう。しかし、最高言われたときは、ここまでかかりますよということなんでしょう。

実はけさ、家を出るとき、うちの孫、5歳と3歳になりますけれども、下の子が3歳、これは前言いましたように救急医療によって助かった、九死に一生を得た、本当にかわいい孫ですよ。これが朝来るときに泣きながら私のところに来た、「兄ちゃんが」と言うてね。

「何したか」と言うたぎ、何かカードの取り合いしたですね。そしたら、兄ちゃんが言い出して「じゃあ、じゃんけんで決めようや」と決めて、孫娘が負けて、私のところを取ってもらいに来た。

この前のとき、実は、それもお菓子取り合いでじゃんけんしたらしいですね。そしたら、兄ちゃんが負けたて、じゃんけんで。しかし、5歳の兄ちゃんは強いもんですから、お菓子を取ったんですよ。そしたら、お母さん、娘ですけれども、お母さんのところに行って訴えたんですよ、孫娘が。そしたら孫は、お母さんがお兄ちゃんに「おまえ何ばしょっか」で怒ってやったもんですから、それを覚えとって、孫がきょうは私のところに来た。しかし、私はちゃんと言いました。「ルールを決めたんならば、おまえがじゃんけん負けたない、そりゃ兄ちゃんのカードやろ」と話をしてきょう出てきたんですよ。きょう私も討論する気まではなかったんですけども、今、いろんな方から討論ばせろということでございますので、討論に入りますけどですね、今回の問題の予算の話をしましたね。まず、どこから入っていくかということ、やっぱり議会なんですよ。我々は議員ですよ。5つの孫でも、決まったこ

とは守るんですよね。

それは、いろんな方法ありましよう。96条、ぜひとも今度新しい議員さんたちも見えておられますので、議会の先輩づらして議会というのをもう一遍考えていただきたいと思いますのは、議会は、問題に対する議員個々の、おのおのの賛成、反対の意思表示、すなわち表決の集約である。そして、議会がいろんな意思をとって、みんなが多数決もありますけど、特別多数決もありますけれども、賛成し、表明があれば、議会の意思と定めるんです。このようにして決定した議会の意思、議決は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになるわけですね。だから、議決には従わなければならぬ。そうすることによってさらに議決した事項は議員を拘束するばかりでなく、市町長など執行機関はもちろん、内容によっては、住民に対して同様なんです。さらに、それが内外に声明された、その市町の意思となる。

新しい方は見られたことないかわかりませんが、皆さんが議決したのは、これは謄本であると、打って、ちゃんと保管されています。もっと下がれば、議会の使命と、議員の職責、議会は住民を代表する公選、公です、公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である。地方公共団体の長は市長ですね。議会の議決を経た上で、さまざまな事務を執行することをされ、独断専行は許されない、そういう建前がとられています。だから、議会の使命というのは、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定するところであると、こうなっています。政策提言もありますけれども、多くは現状では、執行機関が条例を提案しますけれども、今言いましたように最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を最終的に行うのは議会なんです。繰り返しますけれども、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を完全に達成するよう、議員の一員として使命に努力することは議員の責務だと。

だから、先ほど言われましたように、ずうっと反対してきたと言われましたね。医療機器の貸与についてはどうしようかということで、私、当時まで武雄市民病院問題調査特別委員長でございましたので何をしたかと言いますと、土地は時価、建物は、もしほかに建てるときには、間違とったかわかりませんが、もしほかに建てれば、解体費用を引くと、そういうことが議会に提案されました。あのとき、例えば、市長は、ただでやるという提案もできたと思います。むしろ、ほかの市町みたいに29億円、79億円を限度として建てかえてやる、そういう提案だってできる、その自由裁量があったんです、先ほど言いますように。しかし、それを最終的に決定するのが我々議員の役目なんです。

それで、そういうことから、医療機器については協議するになっていたんです。だから、協議されていなかった。しかし、2月1日に譲渡しましたので、機器について話をしなければならぬということで、22年1月29日ですね、あ、平日か、こい違うかな。特別委員会を開いたんです。その中で――どこからがよかでしょうかね。武雄市民病院が保有する医療

機器等については、市民の医療を守る立場から、つまり、今のあそこの状態で医療を続けてくれということを巨樹の会に言った場合、巨樹の会は、ひょっとすればですよ、いや、新しい病院で、新しい機械が入って、新しい人間のそろうてからやるんだと、そう言うかもしれない。それはなぜか、医療過誤があるからですよ。

脳ドリルの話をしましたよね、ここで皆さんと一緒に。うちの息子がちょうど熊本大学で脳ドリルを使うときですよ、武雄の脳ドリルは期限が切れている。保証期間を切れている、先が5ミリぶれる。その買いかえをしようという話、ここで、本当にあのとき涙が出ましたけどですね、買いかえをやったですね。そういう機械を本当に使ってしてくれるか。私が巨樹の会だったらしませんよ。新しく病院ができて、新しいところで、新しい機械で、そして医療過誤がないような、初めに失敗したら、その病院は大変ですからね、というかもわからない。そうであれば、医療機器は無償貸与して、そして、医療を続けてもらおうということで今続いているんですね。しかし、これはやったわけじゃないですから、最終かわるときに、お金は決めますよ。そういう約束を特別委員会でしましたけれども、それに対しては、先ほど平野議員は反対だと言われましたけれども、一人も反対されませんでした。（発言する者あり）一人も反対されませんでした。その話をしたときね。私、それはいいことだと思うです。それによって、病院を続けるよって。いろんな人たちが今、おかげ助かったと、かなりありますね。そういう面を持っております。

私が言いたいのは、その医療機器が今度の訴状に入っているからなんです。訴状の中に入っている。それをどう言いますか、許可、その問題を一緒に同席して、先ほど質疑いたしましたけれども、訴状の中に医療機関が入っているということで、自身がどうしても私としては考えられないんですね。それは、今言いましたように、議会の権威、議会の仕事、我々がそうすることによって、初めて市長は安心して住民代表の議会に賛否を問うことができるんじゃないですか。いろんな意見を言うんですよ。その意見を言ったのが損害賠償になると。それが議員主導とは言いませんけれども、私はまさかと思いました。しかし、先ほど松尾議員に新聞を見せてもらいますと、その写真があったわけでございます。

そういうことで、この1億3,000万円に上るかもしれない。その金は、以上のようなことを考えますと、今度出す金は必ず取り返してほしい。執行部に今度の予算は、預けはしますけれども、やはり私は愉快犯とまで言いませんけれども、わかり過ぎて20億円と書かれたと思うし、あるいはまた、この医療機器に対しても、知り抜いてなお、無償貸与したということに加担されたことは、愉快犯とまでは言いませんけれども、必ず問題がある、そういう気がいたしますので、損害賠償の原則に従って、必ず取り返していただきたい。そういう気持ちを持って本案に賛成するものであります。よろしくお願いします。

〔25番「議長、議事進行」〕

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）

病院問題調査特別委員長の、黒岩委員長の26名、その当時は構成は何名やったかな。（発言する者あり）15名の特別委員会ですね。このときに私が資料要求したのは委員長御存じですね。持ってきていますけれども、どういう医療機器があって、そしてどういうものを無償貸与するのかということで、きのう山口昌宏議員の一般質問でも出ましたけれども、医療機器の2億900万円、この2億900万円の中身というのは、国立時代から武雄市が譲渡を受けたもの、あるいは武雄市が独自に11億円のお金を……

○議長（牟田勝浩君）

議長に対する進行で、ちょっと数字が出てはわかりませんが、内容はこういった内容でしょう。

○25番（平野邦夫君）（続）

あなた、こっちの議事進行をいろいろ言うけれども、だから、分けて、特別委員会でどういう論議をしたかということを行うとるじゃないですか。武雄市が独自に購入した金額は11億円ですよ。もう1つは、昨年8月の臨時議会で六千数百万円の新しい脳ドリルも含めて購入した約6,000万円、これはまだ1年たっていませんから減価償却はついていません。だから、私、2度、3度執行部に確認しましたよ。そういう3つに分類されておる医療機器について、総額2億900万円がいいんですかと。当時の事務長は、これは否定もしませんでしたよね。そして、先ほど言いましたように、協議会では協議となっておると。その後の一般質問でも、この無償貸与については契約書が出されていないという問題も含めて、明確な反対の立場を表明していましたので、何かあたかも私が15名の特別委員会で賛成したかのような事実誤認につながってきますので、これは事務局のほうでも精査して、賛成者何名、反対者何名わかるなら出してください。

○議長（牟田勝浩君）

今の議事進行は、先ほどの発言に対して、内容にちょっと違うところがあるかもしれないので、調べてくれということですか。（発言する者あり）

[23番「答えてよかですよ、答えましょうか」]

委員長として答えられますか。

[23番「答えましょうか」]（「それは議長が後で調べりゃよかことたいね」と呼ぶ者あり）

[23番「答えましょうか、今のは違うじゃないですか」]（発言する者あり）

それでは、今の件に関して精査しまして、必要とあれば、また御連絡したいと思います。

以上でよろしいでしょうか。（発言する者あり）

では、進行したいと思います。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

本案は御異議がございますので、起立による採決を行います。第58号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第58号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第3回）は、原案のとおり可決されました。

なお、第53号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第2回）と第58号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第3回）の議案は、武雄市議会会議規則の規定により、議長において補正の回数、補正前の予算額、補正後の予算額合計の計数を整理させていただきます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 14時51分